

The logo for Acuity Law, featuring the word "ACUITY" in a light grey sans-serif font and "LAW" in a white sans-serif font inside a dark green rectangular box.

ACUITY LAW

Delivering Timely and Valuable Advice Across Industries

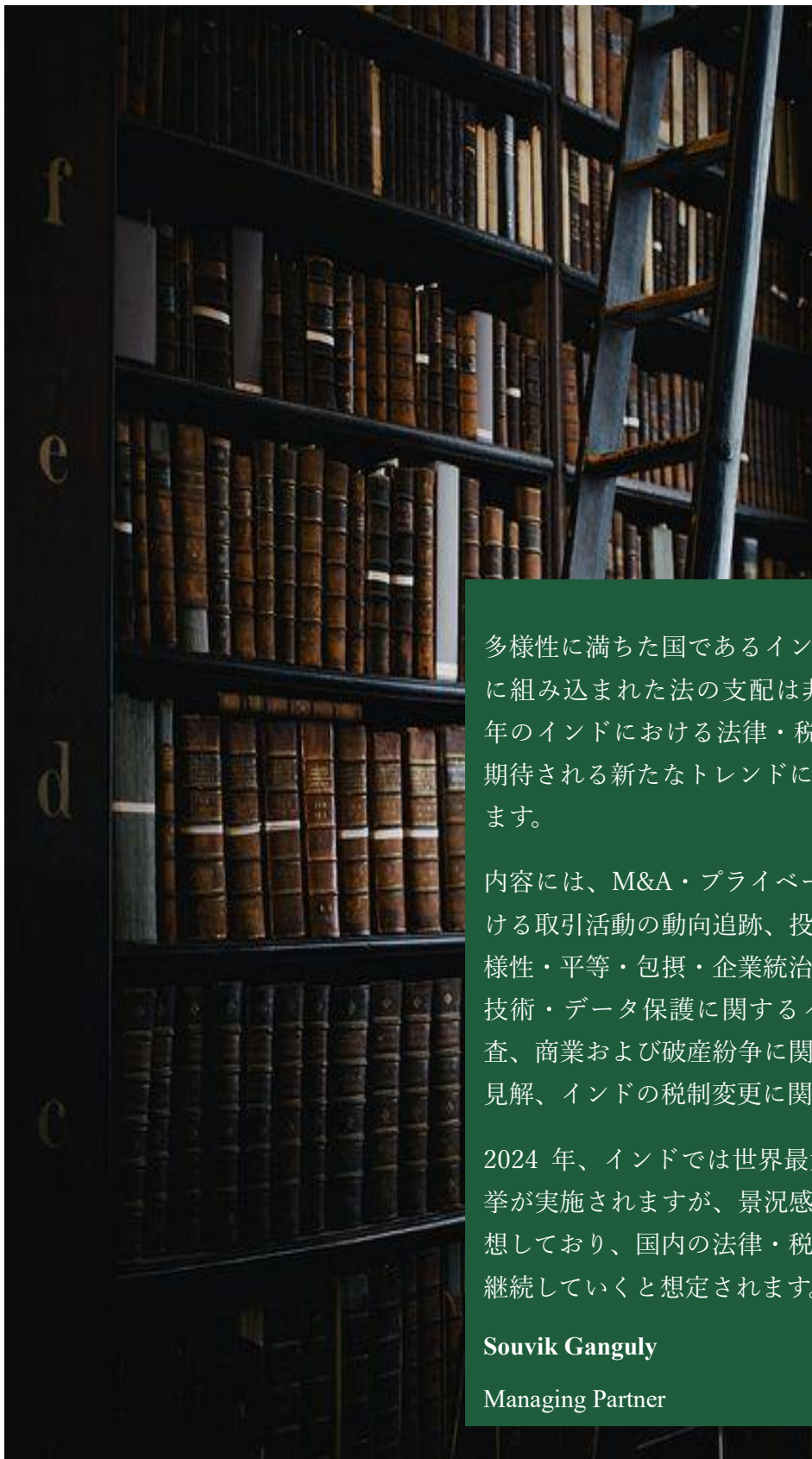
The title "Yearly Rewind 2023" in a large, white, sans-serif font, centered within a dark green rectangular area. A white horizontal line is positioned below the title.

Yearly Rewind 2023

CORPORATE | DISPUTES | TAX



序文



多様性に満ちた国であるインドにおいては、民主主義の布地に組み込まれた法の支配は非常に重要です。ここに、2023年のインドにおける法律・税制・規制の動向と、2024年に期待される新たなトレンドに関する我々の見解を共有いたします。

内容には、M&A・プライベートエクイティ・ESG分野における取引活動の動向追跡、投資家・企業・規制当局による多様性・平等・包摂・企業統治への注目の高まりの探求、AI・技術・データ保護に関するインドのアプローチに関する調査、商業および破産紛争に関する立法動向や裁判所に関する見解、インドの税制変更に関する考察などが含まれます。

2024年、インドでは世界最大の民主主義行動となる連邦選挙が実施されますが、景況感の混乱は最小限にとどまると予想しており、国内の法律・税制・規制は比較的安定した形で継続していくと想定されます。

Souvik Ganguly

Managing Partner

INDEX

1. インドにおける投資	2
2. 人工知能（AI）とデータ保護	9
3. ESG 投資: 2023 年のインド	13
4. Diversity, Equity, and Inclusion	18
5. 商事紛争の年次振り返り	25
6. 破産とリストラクチャリング	34
7. 課税	43

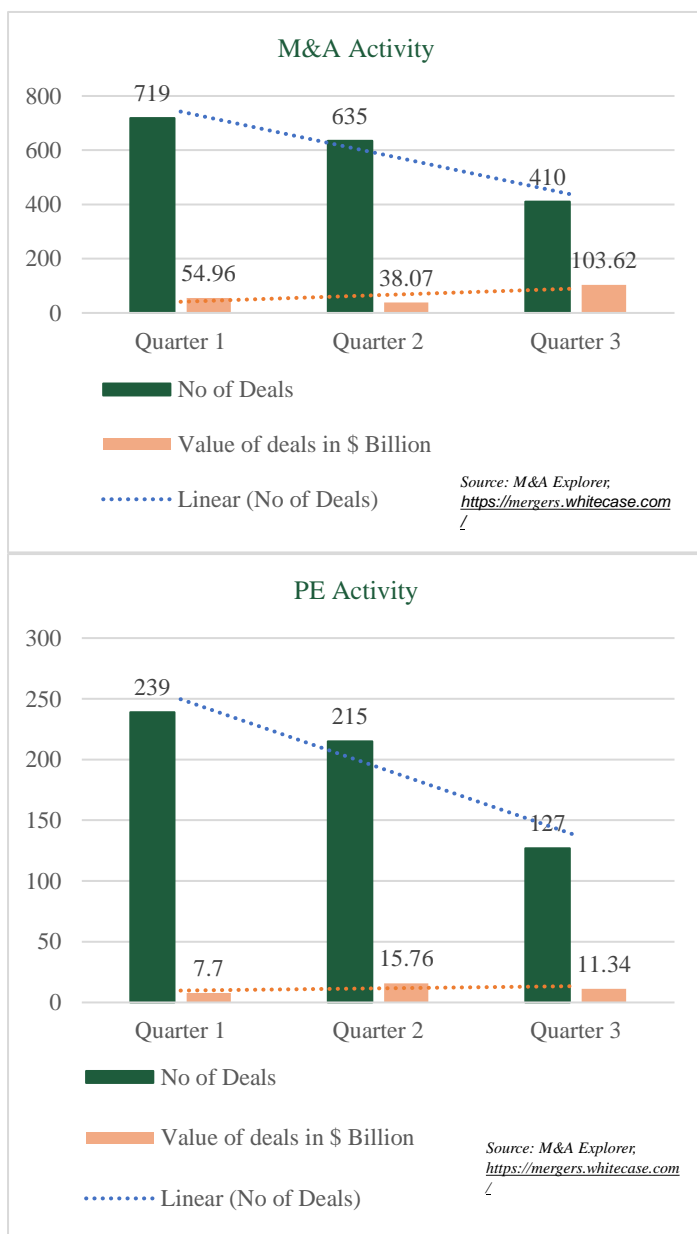
01

MERGERS & ACQUISITIONS AND PRIVATE EQUITY



インドは世界でも急成長を遂げている経済大国のひとつであり、投資家にとってますます魅力的で活気あふれる環境が整いつつあります¹。世界最大の若年人口を誇るインド²は投資家にとって貴重な存在です。このような国の背景に加えて、近年の地政学的な動きも相まって、M&A や PE・VC の各分野における投資環境には魅力的な追い風が吹いています。本記事では、(a) セクター別のディール分析を含む M&A および PE 領域における昨今の動き、(b) コーポレート・ガバナンス領域における一定の見解、(c) 近い将来 M&A および PE 取引に恩恵をもたらす可能性のある法律・規制領域における一定の進展について、触れています。

インドのディール状況



M & A

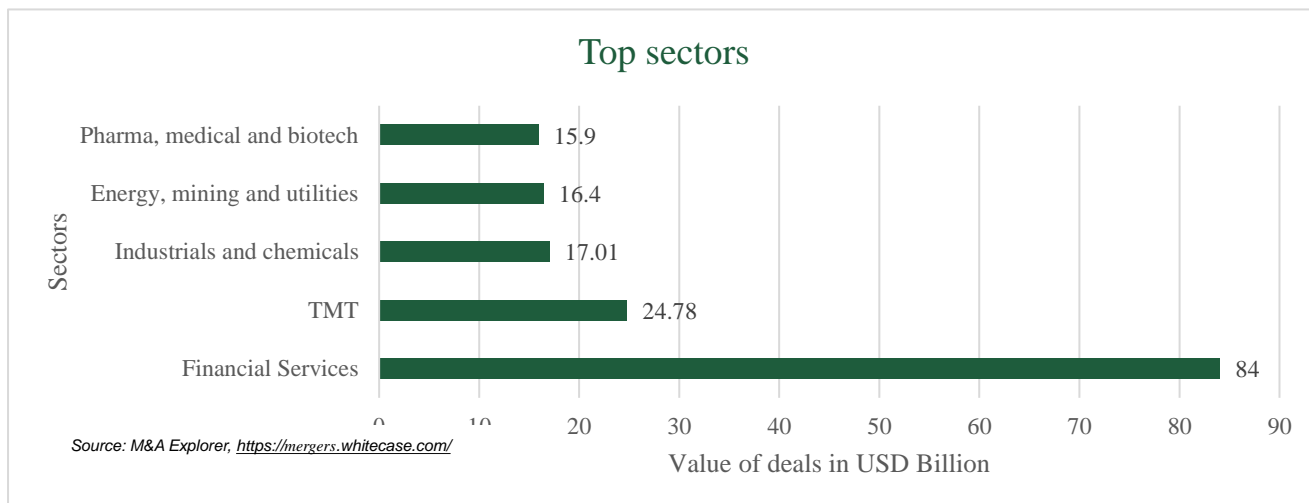
2023 年、インドの M&A は苦境に直面しました。世界の M&A 取引額は 41~45%減少しており³、インドにおいても、取引額は 2022 年の数字と比較して 61%減少しています⁴。2022 年には HDFC および HDFC 銀行によるメガディールがあったことも落ち込みの要因です。2024 年は、インド市場に対する世界的な関心の高まりから、M&A 活動は力強く成長すると予想されています。

Private Equity

2023 年第 3 四半期のプライベート・エクイティは緩やかながら一貫しており、合計 113.4 億ドル 127 件のディールが行われました。注目すべきは、2023 年第 1 四半期から第 2 四半期にかけてディール額が増加し、その後第 2 四半期から第 3 四半期にかけて減少したことです。このパターンは世界規模でも明らかであり、ディール金額のピークは 2023 年第 2 四半期であり、その後第 3 四半期には落ち込んでいます⁵。年間ベースでは、2023 年の世界の PE ディール額は 44%減少して

います⁶。この世界的なトレンドはインドにおいても同様で、PE デील額は 2022 年に記録された数字と比較して 40%減少しています⁷。

重要セクター（デール価値）



- Financial services:** 2023 年第 1 四半期は、M&A のデール件数、デール金額ともにフィンテックが優勢でした。また、フィンテック案件は、PE のデール件数をリードし、デール金額においては、銀行およびノンバンク金融会社が牽引しています。BPEA、EQT、Chrys Capital による HDFC Credila Financial Services への約 11 億ドルの投資が、金融サービスセクターの PE デール額全体において、大きな役割を果たしている点には留意が必要です⁸。
- Technology, Media, and Telecommunications (TMT) :** 2023 年には、Accenture、Truecaller、Adobe といったグローバル企業が、Flutura、TrustCheckr、Rephrase.ai といったインドの AI スタートアップを買収するというトレンドが生まれました⁹。その他、Saregama による Pocket Aces Pictures Pvt Ltd. の株式過半数の 2,300 万ドルでの取得や、PVR Pictures と Inox の合併等も主要な例として挙げられます。
- Industrials and chemicals:** インドの化学産業では、4 月から 3 月（2022-23 年）までの総生産量のうち、アルカリ化学品が~73.3%と最大のシェアを占めています。2030 年にはインドの GDP への 3,830 億ドルの貢献が見込まれています。また、インドは世界第 6 位、アジア第 3 位の化学品生産国であり、インドの GDP に 7%貢献しています¹⁰。工業・化学セクターにおける注目すべきデールは、製造業、工業生産、化学産業への投資家の関心を示唆しています。2023 年 2 月、Adani Group は Holcim から Ambuja Cements and と ACC の支配株式を合計 105 億ドルで取得しました。当該取引により、Adani Group はインド第 2 位のセメントメーカーとなっています¹¹。
- Pharma, medical and biotech:** 製薬、医療、バイオテクノロジーセクターは、ヘルスケアの革新、製薬の進歩、バイオテクノロジーの発展への継続的な注力を示すように、相当のデールが発生しています。2023 年、M&A の分野では、Nirma による Glenmark Life Science の株式 75%の 6 億 8,900 万ドルでの取得等を背景に、デール額は 161%急増しています¹²。しかしながら、クロスボーダー案件は減少しており、インバウンド案件は Gleneagles Development による Ravindranath GE Medical Associates の 9,000 万ドルでの買収 1 件のみでした。PE の分野では、金額、件数ともに前 4 半期（2023 年第 2 四半期）から減少しています。注目すべきはヘルステック分野の動向で、当四半期には 12 件のデールが記録されまし

た。中でも、Temasek Holdings をはじめとする投資家による Pharmeasy への 20 億ドルの大型投資は注目に値します。これは、インドにおけるデジタルヘルスソリューションへの強い需要を示すものであり、ヘルステック分野への投資家の大きな関心を示しています¹³。

重要ディール

- 1. AMG Media Networks acquired majority stake in IANS:** Adani Group の完全子会社である AMG Media Networks Limited (AMNL) が、通信社 IANS India Private Limited の株式 50.5% を取得¹⁴。
- 2. Axis Bank - Citi Bank acquisition:** Axis Bank が、Citibank のインドの消費者金融事業を 14 億ドルで買収¹⁵。
- 3. Temasek's investment in Manipal Hospitals:** シンガポールを拠点とする投資会社 Temasek が、インドの大手医療機関 Manipal Hospitals に 20 億ドルを投資¹⁶。
- 4. BPEA EQT and ChrysCapital's deal in HDFC Credila:** Baring Private Equity Asia (BPEA)、EQT、ChrysCapital が、インドで教育ローンを提供する非銀行金融会社 HDFC Credila に 13 億ドルを投資¹⁷。
- 5. ADIA and GIC's follow-on investment in Greenko Energy:** アブダビ投資庁 (ADIA) およびシンガポールの政府系ファンド GIC は、インドの大手再生可能エネルギー企業 Greenko Energy に 15 億 5,000 万ドルを投資¹⁸。
- 6. Carlyle's buyout of VLCC Wellness:** 世界的投資会社である Carlyle が、インドのウェルネス・美容サービス大手である VLCC Wellness を 11 億ドルで買収¹⁹。

外国直接投資 (FDI)

インドは、2027 年までに世界の消費者市場で第 3 位の座を占め、家計支出は 3 兆ドルを超えると予測されています¹。この経済エンジンの中核にあるのは、同国の広大な中間層（所得 3 万 6,000 ドル以下）であり、その数は~4 億ドルと推定されています¹。急増する中間層は、可処分所得の増加と相まって、インド国内消費の上昇軌道を推進する極めて重要な力となっています。農村開発と農民に重点を置く政府の戦略は、多様な消費財の成長市場をさらに開拓し、インドの経済状況の拡大に貢献しています。

インドの投資成長は、政府の一連の取り組みによって後押しされており¹、これには金融システムの開発、インフラの強化、FDI 規範の緩和を含みます。現在の枠組みでは、ほとんどの分野で自動ルートによる 100% 直接投資が認められています。また、インドの FDI 政策は定期的に見直されており、魅力的で投資家フレンドリーな投資先としての地位を維持するためのインドの献身が垣間見えます。このような継続的な取り組みにより、ダイナミックな投資環境を維持しつつ、グローバル市場における進化するニーズに適応しています。

アップデート

1. 国連貿易開発会議（UNCTAD）の世界投資報告書によると、2022年、インドは世界で8番目に高い直接投資を受けています。
2. インドのFDI法制に大きな変更はありませんでしたが、FDIを処理するための新たな標準作業手順の導入など、若干の改正がありました。
3. シングルウィンドウ・クリアランスや物品・サービス税の導入といったプロセスの簡素化により、インド企業や外国人投資家の官制的負担が軽減され、インドでのビジネスのしやすさが向上しています。

インドにおける注目すべきFDI²⁰

1. 2023年7月、Walt DisneyはStar India事業の成長と経費削減のため、合併事業や売却を含む様々な戦略を検討。
2. 2023年7月、フランスの広告・PR会社であるHavasのインド法人がピボットルーツの買収を宣言。
3. 2023年6月、Blackstone Inc.、BPEA EQT、CVC Capital Partners、General Atlantic Service CompanyなどのPE投資家が、ムンバイを拠点とするIndira IVF Hospital Pvt.の買収に参画。
4. 2023年2月、Singapore AirlinesがAir India groupの株式25.1%を2億6,700万ドルで購入。
5. 2023年1月、農村経済に特化したテクノロジースタートアップVilCartが、事業拡大のため、Asia Impact SA、NABVENTURES Fund、Texterity Pvt. Ltd.から1,800万ドルの資金を調達。

コーポレート・ガバナンス

2023年、インドのスタートアップへの投資家は、不測の事態を避けるためにガバナンスを最優先事項としています²¹。SwiggyやShareChatといった資金力のあるスタートアップにおいて、最近になってレイオフが相次いだことに加え、GoMechanic、BharatPe、Zilingoで財務上の不正疑惑が発覚したことで、エコシステム全体が、投資先企業のガバナンス問題に対するアプローチを再検討する必要に迫られています²²。2021年の熱狂の中で潜在的な見落としを警戒する積極的な投資家は、利益への再注目とともに、今や成長よりもガバナンスを最優先事項としています²³。投資家は、不測の事態を避けるために、財務情報開示の定期的な義務報告、定期的な内部統制や監査のテストなど、厳格な監視メカニズムを確立しています。

2023 年は、監査人の交代という観点で以下のような重要な出来事が起こっています。

Adani Ports & SEZ and Deloitte Resignation

Adani Ports and SEZ は、2022 年に再任された 2017 年以降の法定監査人である Deloitte の辞任を明らかにしました。Deloitte は、同グループに関するヒンデンプルグ調査報告書で強調された特定の取引についての懸念を表明しました。当該辞任は、他の上場グループ会社に関する Deloitte の限定的な監査権限によってさらに悪化しています。しかしながら、Adani Group の監査法人は、取締役会の監査委員会が Deloitte の辞任理由は「説得力がなく、十分ではない」と判断したと主張しています。

Byju's and Deloitte Resignation

Byju's の監査人である Deloitte は、必要な基準に従って監査を実施する能力に「重大な影響」があるとして辞任を申し出ました。辞任は、2021-22 会計年度の監査報告書の修正決議に関する意思疎通の欠如を強調するものでした。

Supreme Court Decision's Impact

2023 年 5 月の最高裁判所判決により、重大詐欺捜査局は、IL&FS ファイナンシャル・サービスの元監査人である BSR & Associates LLP と Deloitte Haskins & Sells LLP に対する刑事訴訟の再開を認めました。当該判決は、監査実務をめぐる監視の強化や潜在的な法的影響を強調し、監査人の警戒心を高めています。

これらの動きは、監査役が複雑なシナリオをこなし、適切な懸念を提起し、時にはその責任を効果的に果たす妨げになると認識されたために辞任を決断するという、監査業務の繊細な性質を表しています。このような状況は、法律上の決定によりさらに影響を受けており、監査人がその役割を果たす上で、より高い注意力を発揮する必要性を強めています。

法的状況における主な変化

- Dematerialization of shares:** 民間大企業の取引の透明性を高め、デジタル監視を容易にするため、政府は現在、民間企業の有価証券の非物質化（電子化）を義務付けています。以前は、有価証券の電子化による管理は、公開企業のみ義務付けられていました。詳細は [こちら](#)。
- Amendment of money laundering laws:** 財務省は、2005 年マネーロンダリング防止（記録保持）規則（PMLA）の改正を通達しました。主な改正点は、PMLA 規則第 9 条で、パートナーシップ会社の実質的所有者を決定する目的で、パートナーシップの資本金または利益の 10% 以上（以前は 15%）の所有権または権利の所有権に関する閾値の引き下げ、です。また、受益的所有者を特定するため、パートナーシップの「他の手段により支配権を行使する者」も追加されました。「支配」とは、経営や方針決定をコントロールする権利を含むと定義されています。詳細は [こちら](#)。
- Fast track mergers:** ファスト・トラック合併に関する手続きが合理化されました。以前は、

明確な定めがなかったことが合併の遅れにつながっていました。また、規制当局が指定された時間内に異議を申し立てなかった場合、自動的に承認されることになるというみなし承認についても導入されています。

4. **Angel Tax:** 投資家が非上場会社の株式を公正価値より高い価額で購入した場合、支払った価額と公正価値との差額が課税対象となります。以前は、これはインド居住の投資家のみ適用されていました。しかし、2023 年財政法により、非居住者から株式発行の対価を受け取る場合にも適用範囲が拡大されています。現在、オーストラリア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、日本、スウェーデン、英国、米国を含む 21 カ国が適用除外となっています²⁴。

5. **Enforceability of put option:** 取引文書におけるプット・オプションは、保有者に対し、株式や不動産などの特定資産を決められた期限内に所定の価格で売却する権利を付与するものです。当該契約条項は、オプション行使時の市場価値に関係なく資産を売却できるようにすることで、保有者にダウンサイド保護を提供します。契約におけるプット・オプションの執行可能性は、これまでも度々争点となっており、最近では、Percept Finserve Pvt. Ltd. v. Edelweiss Financial Services Ltd.において、ボンベイ高等裁判所が株式売買契約に含まれるプットオプション条項は法的に有効であると判示しています。

今後に向けて

対外投資と対内投資の急増は、国境を越えた経済協力の拡大を物語っています。2024 年のこの勢いを維持するためには、インドは規制に急激な変更を加えることなくその継続性を確保し、司法当局が資本や知的財産の保護に最大限の注意を払う必要があります。

将来の投資家にとって、インドのビジネスチャンスを経期的な視点でとらえることは必須です。文化、宗教、食、気候条件、教育、地理など、さまざまな側面からインドの多様性を理解できる人材にリソースを割くことが重要でしょう。実際にインド現地に出向き、さまざまな側面を直接体験して、インドがもたらす多様な機会を包括的に理解することが大切です。

02

ARTIFICIAL INTELLIGENCE & DATA PROTECTION



2023 年は、Google Bard や Chat GPT のようなジェネレーティブ AI 製品の導入と成長によって特徴付けられ、定義されました。これらの製品は大規模言語モデル（LLM）で動作し、相当量のデータの処理に基づいています。開発途中の様々な技術においてデータは既に重要でしたが、LLM はデータを次世代の製品を革新する中心テーマとしました。本記事では、世界的な背景を踏まえ、2023 年のインドのデータ・AI 分野で浮上した主要課題に焦点を当てています。AI に特化した規制の策定に関するインドの立場、AI やテクノロジーを利用したディープフェイクや人格権の悪用という新たな問題、インドの新たなデータ保護法、国境を越えたデータの移動に関するインドの立場について触れています。

AI に特化した規制体制に対するインドの見解

LLM を使用する AI システムは、学習と性能向上のために膨大なデータセットに大きく依存しています²⁵。このようなシステムの台頭により、プライバシー侵害、データ漏洩、機密情報の不正使用のリスクが高まっています²⁶。欧州連合（EU）は、これらの懸念に対処するため、AI を規制する最初の法となる人工知能法を制定しました²⁷。2023 年 12 月 9 日、EU は、国民の権利に潜在的な悪影響を及ぼす可能性のある事例への AI の適用を禁止する暫定協定を締結しています。人間の行動を操作して自由意志を回避する能力を持つ AI システムや、社会的行動に基づいて個人に社会的得点を割り当てることができるシステム等が、その適用範囲に含まれます²⁸。

現在、インドには、AI に関する具体的な規制制度はなく、制定については未検討であることをインド政府は明らかにしています²⁹。しかしながら、インド政府の最高戦略・政策シンクタンクである NITI Aayog は、AI の責任ある利用に関するアプローチ文書を発表し、プライバシーやセキュリティへの懸念、AI システムによる意思決定の説明責任など、さまざまなシステム上の考慮事項について概説しています³⁰。

ディープフェイクによる欺瞞

2023 年、インドの政策立案者たちは、特にディープフェイクに関わる一連の事件という形で、プライバシー侵害や個人データの不法利用につながる AI の利用に関する複数の問題に直面しました³¹。ディープフェイクとは、一般に、ビデオ録画、動画フィルム、録音、電子画像、写真、または、本質的に欺瞞的であるが真正であるかのように見える音声の技術的表現を意味するものと理解されています³²。インドでは、なりすましや詐欺などの行為は、一般的に 2000 年情報技術法（IT 法）や 1860 年インド刑法にて規定されていますが、ディープフェイクに対応する特別な法律は存在しません。ディープフェイクに関する懸念の高まりを受けて、インド情報技術省はソーシャルメディアの仲介者に対し、誤報やディープフェイクを特定するために必要なデューデリジェンスを行うよう勧告を出しました³³。対象となる仲介者は、自らのプラットフォームから好ましくないコンテンツを削除する義務を負い、これを怠った場合、IT 法のセーフハーバー規定による保護を受けることができなくなります。セーフハーバー規定とは、仲介者がホストしている第三者の情報、データ、通信に対する責任からの保護を提供するものです。

アメリカ合衆国（US）など他の管轄区域³⁴では、ディープフェイクに関する具体的な法律は 2019 年から施行されており、ディープフェイクを広範に定義し、刑事・民事上の責任と損害賠償請求の私的権利の両方の形で罰則を定めています。今後は、インドにおいても、ディープフェイクによるプライバシーや個人情報の侵害から保護するための直接的な法的枠組みが制定される可能性があります。

AI 文脈における人格権の再浮上

2022 年、デリー高等裁判所はインドの人気俳優の人格権を認め、その人格的特徴の無断使用を禁じる命令を出しました³⁵。インドでは、人格権は知的財産法上の別個のカテゴリーとして明示的には認められていません。しかし、氏名、肖像、声など個人の人格の特定の側面は、プライバシー、名誉毀損、パブリシティ権に関する法律の組み合わせによって保護されています³⁶。2023 年、人格権の悪用に関する話題は、AI の利用により再び浮上することとなりました。デリー高等裁判所で争われた最近の事件³⁷において、個人の画像、声、人格を使用してコンテンツを作成する AI などの技術的ツールの使用を制限し、別のインド俳優の人格権を保護しました。人格権に関する特別な法律がない場合でも、インドの裁判所が個人情報やプライバシー権を保護することに積極的であることを示しています。

インドにおけるデータ保護法の新時代の幕開け

プライバシーの権利に関しては、すでに世界中の個人が、プライバシー侵害や個人データの不適切な使用に対する法的措置を求め始めています³⁸。こうした懸念の中、2018 年、EU 一般データ保護規則（GDPR）はデータの収集と移動を規制する最初の法律となりました。GDPR は、EU 域内で事業を営むすべての企業に対し、当該企業の設立地にかかわらず、同レベルのデータ保護を維持することを義務付けています。

インドでは現在、個人データの収集と利用は、IT 法に基づき通知された 2011 年情報技術（合理的なセキュリティ慣行と手順、および機微な個人データまたは情報）規則（SPDI 規則）に準拠することになっています。過去数年間におよび、個人データを効果的に規制するための SPDI 規則の様々な欠点に関する議論は大きな反響を呼び、「機微センシティブ）個人データ」の定義が狭すぎる、いくつかの重要なカテゴリーの個人データが除外されている、などの問題が指摘されています³⁹。これらの懸念に対応するため、インドは 2023 年にデジタル個人データ保護法（Digital Personal Data Protection Act, 2023: DPDA）を制定しました。現在、DPDA は未発効ですが、発効後は SPDI 規則に代わり、個人のデジタル個人データの収集、保存、移転、共有、利用を含む処理を規制することになります。

個人情報保護法（DPDA）により、インドは個人情報保護に厳格な国・地域の仲間入りを果たしました。ただし、DPDA に課題がないわけではありません。最も重要な課題のひとつが、政府機関の職務遂行に必要な場合に個人情報の処理について政府機関に与えられる権限の範囲です。この点において、DPDA は GDPR と対照的です。GDPR は、公的機関が公的機関としての職務を遂行する上で個人情報を処理する根拠として「正当な利益」を用いることを明確に禁じています。DPDA は、同意要件と個人のプライバシー権を強化するものですが、実際の実施には更なる詳細が必要です。2024 年に向けて、インド政府は DPDA に基づく規則を発表することが予想され、インドにおける新たなデータ保護法の運用について、より一層理解を深めることが可能となるでしょう。

データのローカライゼーションとデータのフリーフロー

データ・ローカライゼーションとデータ・フリーフローは、データの移動に関する対照的な 2 つのアプローチです。データ・ローカライゼーションとは、データを国境を越えて自由に流通させるのではなく、特定の国の枠内で保存・処理することを指します⁴⁰。情報のデジタル化が進み、国家の安全保障や主権に対する懸念から、注目を浴びるようになりました。一方、世界経済フォーラムのような国際機関の中には、国境を越えるデータ・フリーフローは、イノベーションを可能にし、グローバルな貿易を確立するために不可欠であるという見解を支持するところもあります⁴¹。日本のような特定の国は、「信頼あるデータの自由な流れ」という世界的な協力体制のもと、データの自由な流れを奨励しています⁴²。EU では、適切なデータ保護レベルを確保する国へのデータ移転を可能にする規定も設置されています。

DPDA の下におけるインドのアプローチは、インドで課される保護よりも高度な保護を維持する司法管轄区を越えたデータ・フリーフローに傾いています⁴³。DPDA は、インド国内で事業を展開する企業に対し、関連データの国内保存を義務付けるものではありません。実際の所、DPDA は、法的機関によって禁止されていない限り、データが管轄区域を越えて自由に流通することを認めています。RBI はインド国内で事業を行う決済システムプロバイダーが決済システムに関連するデータをインド国外に移転することを禁じています⁴⁴。また、インド政府には、インド国外の特定地域へのデータ転送を制限する権限が与えられています。

今後のロードマップ

AI とデータ保護に関する包括的な法規制に関しては、世界的に見て EU がリードしています。米国は、AI とデータの具体的な規制という点では、最も遅れています。インドは、データ規制において EU と同様の方針をとっていますが、AI 全体を規制する流れにはなっておらず、インドで AI のすべての用途を規制する専用の法律が導入される可能性は低いと考えられます。AI の特定の応用例は、分野別の法律で規制されることになるでしょう。新時代の技術を管理するために制定が検討されているデジタル・インド法⁴⁵が、関連規制を導入する前に各分野の規制当局が検討できる一般原則を示す可能性はあります。



03

GREEN INVESTMENTS: THE 2023 INDIA STORY



2023 年は、エネルギー転換とネット・ゼロの目標に向けたインド政府による投資の割当が大きく増え、グリーン・イニシアチブの盛り上がりを見せた年でした。本記事は、インドの ESG 分野において投資家の関心を集めたセクターを取り上げ、ステークホルダーが直面するグリーンウォッシングやレポーティングにおける課題に焦点を当てています。また、信用格付け機関、サプライチェーンモデル、インドにおける炭素市場の設立に関する動きについても触れています。

再生可能なクリーン技術が主役に

2023 年、インドにおけるグリーン投資の最も魅力的なセクターは、再生可能エネルギーとクリーンテクノロジーでした。1 月、炭素排出原単位の削減と再生可能エネルギー支援を目的とした公共部門プロジェクトへの資金調達のため、800 億ルピー（約 10 億ドル）にのぼる初のソブリン・グリーン債が発行されました。民間セクターにおいては、2023 年に技術系新興企業の投資資金が減少すると報告されているにもかかわらず、クリーンテクノロジー分野の新興企業はベンチャーキャピタルから有望な関心を集めています。これは、インドが 2030 年までに排出強度を 33~35%削減するという持続可能性に向けた公約を掲げたことに起因しており、公約達成に向けた投資需要の高まりが感じられます。

インド政府が化石燃料からクリーンエネルギーへの移行を促進するため、グリーン水素プロジェクトに 1,970 億ルピー（約 23 億ドル）を投じるなど、グリーン水素が大きな注目を集めています。世界銀行⁴⁶や欧州投資銀行⁴⁷などの世界的な金融機関や、ピーク XV パートナーズ（旧セコイア・インドニア）⁴⁸、グルーハス、レインマター・クライメート⁴⁹などの機関投資家も、グリーン水素の製造・利用に向けた投資を実行しています。また、電動モビリティも、国内外の投資家からプライベート・エクイティ投資の対象として選好されたセクターです⁵⁰。2024 年 3 月 31 日⁵¹までの間、電気自動車に使用されるバッテリーの輸入品や製造機械の関税が免除されるなど、政府による制度の恩恵も受けています。加えて、インド政府は、インドにおける電気自動車の展開に 70 億ドルを充てて電動モビリティの実現を後押ししています。これらを背景に、国内の大企業⁵²だけでなく、Foxconn⁵³のような世界的大企業も、インドの電動モビリティ市場への投資を検討し始めています。

グリーンウォッシング

グリーンウォッシングは、国や地域を問わず、投資家や規制当局にとっての課題です。2023 年、世界全体でグリーンウォッシングの件数が 70%増加しました⁵⁴。エコノミック・タイムズ紙で報じられたように、インドでも、カーボンニュートラルの公約を掲げているにもかかわらず、化石燃料に資金を拠出していることが判明したアダニ・グループのような巨大コングロマリットによる一連のグリーンウォッシング事件が発生しています⁵⁵。インド広告基準審議会（ASCI）の報告書では、広告が主張する環境関連の 79%が誇張または誤解を招くものであることが判明しています⁵⁶。透明性と説明責任を高めるため、ASCI は、「環境にやさしい」あるいは「持続可能」であることを売りにする製品について、高いレベルの立証を求める提案を含むガイドライン草案を提案しています⁵⁷。

2023年4月、インド準備銀行（RBI）も、規制対象企業が発行する預金におけるグリーンウォッシングの懸念に対処するための枠組みを打ち出しています⁵⁸。RBIは、当該枠組みの中で、グリーンウォッシングとは、必要な要件を満たしていない商品を「グリーン」として販売する行為と特定しています。商品やサービスを「グリーン」と認定するための主要な識別基準の一つは、金融収益の用途、すなわち金融の最終的な用途を決定し、その資金が「グリーン」に分類される活動に使用されることを確認することです。資金用途テストは、世界的な組織が一貫して推奨しているものであり、インドの規制の枠組みにおいても、資金が悪用されるリスクを軽減するために採用されています⁵⁹。

グリーンウォッシングを抑制するためのインドの次なるステップは、検証可能で正確なデータの強固なシステムを可能にする人工知能（AI）とテクノロジーの活用かもしれません。これらは、グリーン・プロジェクトのリアルタイム・パフォーマンス評価において、すでに利用が開始されています⁶⁰。

報告義務の強化

2023年7月12日、インドの証券市場規制当局であるインド証券取引委員会（SEBI）は、「BRSR Core」を導入しました。これは、「Business Responsibility and Sustainability Report（BRSR）」に基づく既存の報告義務を強化したものです。BRSR Coreは、水、エネルギー、温室効果ガス排出量、循環型社会への対応、従業員の福利厚生と安全性の向上、ジェンダーの多様性の実現、包括的開発など、9つの主要業績指標に関する概要を示しています。また、事業の開放性や女性に支払われる賃金総額など、特定の新しい指標も含まれています。当該フレームワークの下、上位1,000社の上場企業は、アニュアルレポートにおいて、主要業績評価指標に関する特定のデータを開示することが義務付けられています。

グリーンウォッシングに対する世界的な懸念が増す中、開示の信頼性を高めるため、SEBIはBRSR Coreについて、独立した第三者から「合理的な保証」を得ることを要求しています。これは、他のグローバルな規制当局が「限定的保証」のみを要求しているのに比べ、高い要求基準です⁶¹。

規制当局の監視が強まる中、企業は情報の収集と効率的な報告のための社内方針を確立する必要があります。正確性を確保し、基準に準拠するための解決策の1つは、テクノロジーを活用したプラットフォームをESG報告に統合することです。2023年は、ESGパフォーマンスを管理・報告するためのサステナビリティ管理ソフトウェア・サービスを企業に提供する新興企業への投資機会が生まれました⁶²。報告義務を簡素化するためにAIやテクノロジーを活用するヨーロッパや北米企業のアプローチと同様に、インドでも同様の傾向が続くことが予想されます⁶³。

フロンティアにおけるサプライチェーン

サプライチェーンとは、製品やサービスが誕生してからエンドユーザーに届くまでのプロセス全体のことで、原材料の供給、製造、流通などが含まれます。従業員のウェルビーイングや二酸化炭素排出量といったパラメーターにおいて、持続可能なエンド・ツー・エンドのサプライチェーンの重要性が認識されています⁶⁴。

インドでも、サプライチェーンの変革の必要性和、企業のESG評価全体に与える影響は認識されており、SEBIは、BRSR Coreを通じたバリューチェーンの開示を義務付けています。バリューチェーンとは、企業の川上から川下までのパートナーで、売上高または仕入高の75%を占めるものを指します。この機会に着目したサプライチェーンにおけるイノベーションの達成を目指すインドの新興企業が、投資を集めています。企業のサプライチェーンのデジタル化を目指すサプライチェーン・ファイナンス・プラットフォームのMinfiti

は、2023年に1億1,000万ドル相当を調達し⁶⁵、サプライチェーンにおけるカーボンフットプリントの削減を目指すインドの新興企業が、Omnivoreのような機関投資家から資金を集めています⁶⁶。

ESG 格付業者に対する規制の枠組み

ESG 格付機関が提供するサービスは、ESG 指標に関する企業のパフォーマンスを客観的に評価します。このような第三者機関が提供する ESG 評価は、投資家の関心や投資機会に影響を及ぼすといった意味で、非常に重要です。世界の上場企業 1 万 3,000 社以上を対象とした調査において、ESG 格付けの高い企業は、格付けの低い企業よりも一般的に投資収益が高いことが明らかになりました⁶⁷。2022 年、ステークホルダーは、企業に ESG 格付を提供する機関の役割と信頼性に関して懸念を表明しました。ESG 格付けの構成要素に関する共通理解の欠如や、結果のばらつきにつながる異なる手法の使用といった点が具体的な問題点として指摘されています⁶⁸。

2023 年、インドは、証券市場の懸念に対処するため、ESG 格付けプロバイダー（ERP）を、1999 年インド証券取引委員会（信用格付け機関）規則の適用範囲に加えました。当該規則において、ESG 格付けとは、定義されたランク付けシステムを用いて発行される企業の ESG プロファイルや ESG リスクへのエクスポージャーに関する意見として販売される商品と定義されています。7 月 12 日、SEBI は、ERP に SEBI への事前登録を義務付けるマスターサーキュラーを発行しています。透明性を高めるため、ERP は ESG レーティングを 0（最小）から 100（最大）までの尺度で企業に提供し、レーティングの詳細な根拠を提供することが求められています。ESG 関連情報の需要の高まりにつれて、ESG データ関連サービスや ERP を企業の投資判断に活用する需要も高まることが予想されます。この点、SEBI が打ち出したセーフガードは、投資家保護といった観点から、結果的に重要であることが証明されるでしょう。

炭素市場の設立

温室効果ガス排出削減のための国際炭素市場の重要性は、パリ協定の下、国際社会全体がすでに認識しています。インドも炭素市場の必要性は受け入れています。国際市場に参入する代わりに、独自の国内炭素取引メカニズムの確立を試みています。2022 年省エネ改正法（省エネ法）を導入し、国内炭素取引市場の創設を可能にしており、当該省エネ法の庇護の下、2023 年 6 月 28 日、インドは炭素クレジット取引制度（CCTS）を開始しました。CCTS は、特定のセクターが所定の排出目標を維持することを要求し、達成できなかった場合、増加した排出量を相殺するためにクレジットを購入することができるといったコンプライアンス・メカニズムを規定するものです。セクターに関する通知は未了ですが、化石燃料を多用する産業、鉄鋼、セメントがその対象になると予想されています。

しかしながら、これらのセクターで炭素排出量の削減を達成するのは困難です。同セクターは、欧州連合（EU）の炭素国境調整メカニズム（CBAM）の影響も受けています。CBAM は、炭素集約的生産を行っている製品に対して、輸入税を高く課すというものです。インドは、これらのセクターにおける排出量の維持を容易にするため、炭素クレジットの輸出を認めることを検討しており⁶⁹、炭素クレジットを日本へ輸出する枠組みが想定されています⁷⁰。2024 年以降、インドは炭素クレジットの海外取引において、より多くの国と協力することになるでしょう。

インドの進むべき道

世界的に、人間の行動が地球に与える影響に対する意識が高まっており、各分野の企業や投資家は、事業活動や投資活動において、非財務的要素を考慮するようになってきました。世界の規制当局も、企業行動の規制や説明責任に対する追及をますます厳しくしています。インドにおける国内外の投資家からのグリーン・ファイナンス投資は、過去2会計年度において、大幅に増加しています⁷¹。しかし、民間セクターの貢献という点では、既存の資金と必要な資金とのギャップを埋めるため、インドはより多くの参画を必要としています。「ブレンデッド・ファイナンス」、すなわち公的機関や慈善団体からの譲許的資金を利用して民間の商業資本を動員するという話も、インドではすでに始まっています⁷²。ただし、このような譲許的資金を集めるためには、インドは予測可能で透明性の高い投資環境を整備する必要があります。G20 サステナブル・ファイナンス・レポートは、公的企業と民間企業の融合、データと報告インフラの改善を強調しています。インドのグリーン投資に関する議論は、グリーン経済を形成するブレンデッド・ファイナンスに傾くことが予想されます。



04

DIVERSITY, EQUITY, AND INCLUSION



インドは現在、世界第 5 位の経済大国であり、2027 年には世界第 3 位の経済大国になると予測されています¹。インド経済の成長は、未開拓の市場、地政学的状況、インド政府の好意的な政策やイニシアティブなど、さまざまな要因によるものです。しかしながら、インドの若くて向上心のある人口こそが、「人的資源」をインドの経済成長に不可欠な構成要素にしています。人材の重要性の高まりと共に、新たな雇用形態や雇用者と被雇用者の関係（正社員と派遣社員）も出てきています。企業と経済の成長を促進するもう一つの重要な側面は「持続可能性」です¹。本記事では、多様性、公平性、包摂性（diversity, equity, and inclusion = DEI）というレンズを通して、持続可能性と人材の接点に注目し、DEI 目標推進と達成に向けたインドの取り組み、DEI 達成におけるテクノロジーの影響について考察しています。また、従業員や雇用者が DEI を実施する際に直面する法的・実務的な問題についても取り上げています。

なぜ「持続可能性」が重要なのか？

持続可能性とは、企業が、環境、社会、ガバナンス（environmental, social and governance = ESG）の影響をどのように管理し、ステークホルダー（顧客、投資家、規制当局、サプライヤー等）のために長期的な価値を創造しているかを反映したものです。PWC のグローバル投資家サーベイ 2023¹によると、企業の戦略的意思決定やリスク管理における持続可能性への配慮が、重要な投資決定要因として浮上してきています。また、投資家は、ビジネスモデルに対する企業の持続可能性計画や、これらの目標を達成するための資本配分について理解したいと考えています。持続可能性は、明らかに単なる ESG コンプライアンスから、企業にとっての戦略的優先事項へと変化しています。

ESG の「S」は何の略ですか？

ESG の「S」は「社会的側面」を意味し、企業が社会的要因、すなわち組織内外の人々をどのように扱い、管理するかを含みます。基本的な社会的指標には、DEI、従業員福利厚生、労働政策等が含まれます¹。

DEI について

DEI とは、性別、人種、民族、宗教、年齢、身体能力、性的指向等、あらゆる立場の人々を包含し、公平に扱うという企業における中核的価値観のことです。世界中の企業は、以下のような様々な要因に従って、DEI 戦略を組織内で徐々に実施しています：(a) ジェンダー平等、人種的公正、LGBTQIA+の権利を求める世界的な活動運動やキャンペーン、(b) ステークホルダーの期待、(c) ESG 指標に対する投資家の注目、(d) 競争上の優位性、等です。業績とダイバーシティの間には相関関係があることがデータで示されており、これは人材へのアクセス拡大や従業員エンゲージメントの向上に起因しています⁷³。

Covid-19 パンデミック以前の世界的なジェンダーギャップ解消までの試算は 99.5 年でしたが、世界経済フォーラムのグローバル・ジェンダー・ギャップ・レポート 2023 では、現在のペースで完全なジェンダー平等を

達成するには、なんと 131 年かかるとの試算が出ています⁷⁴。一方で、LGBTQIA+や障がい者インクルージョンのグローバル・ギャップを体系的に推計することは、入手可能なデータが限られているため困難な状況です。

インドにおける DEI とは？

世界経済フォーラムの「雇用の未来 2023」報告書によると、インドの調査対象組織の約 61%が、ESG 基準の適用という世界的な潮流がビジネスと雇用を変革すると期待しています。また、ビジネス慣行に関しても、28%の組織がより多くの DEI プログラムやポリシーを選択し、24%の組織が国内でより多くのリモートワークやハイブリッドワークの機会を提供することを支持しています。⁷⁵

EY の「Humans at the Centre of Sustainability Transformation 2023」レポートによると、インドの上場企業 1,040 社による Business Responsibility and Sustainability Reporting (BRSR) は、DEI への戦略的フォーカス、強固な研修イニシアティブ、包括的な従業員支援プログラムを証明しています⁷⁶。しかしながら、ジェンダーの多様性と障がい者のインクルージョンに関するデータは難しいです⁷⁷。正社員に占める女性の割合はわずか 23%で、男女の多様性が最も高いのは IT 部門と消費者サービス部門であり、それぞれ 34%です。世界経済フォーラムが 2023 年に発表したグローバル・ジェンダー・ギャップ指数 (WEF 指数)⁷⁸では、インドは 146 カ国中 127 位と下位に位置しており、これは、女性の経済参加と機会における著しい格差と、上級職や技術職における女性の割合の低下によります。

インド企業によるインドでの DEI の取り組み

インド企業は、多様な人材を惹きつけ、維持するために、従業員に対する包括的な福利厚生を積極的に導入しています。これらの福利厚生には、養子縁組休暇、生理休暇、メンタルヘルスに向けた医療支援、不妊治療・養子縁組支援、遠隔地オフィス設立支援等、従来から行われているものを超えるものがあります。また、企業は、集中的な福利厚生を必要とする従業員のためのプログラムを盛り込み始めています。例えば、アクセントゥアは、LGBTQIA+の社員とそのパートナーの性別適合手術をカバーする医療給付制度を導入し、プロクター・アンド・ギャンブル (P&G) は、特定の障がいや特別なニーズを持つ社員の子供の早期予防ケアと治療のためのプログラムを導入しています⁷⁹。

また、インド企業は、雇用機会の創出にますます注力しており、LGBTQIA+の包括性を積極的に推進しています。より多くのトランスジェンダーを惹きつけ、雇用することに重点を置き、企業はターゲットを絞った採用活動を行い、ジェンダーニュートラルな方針を導入し、性自認にかかわらずすべての従業員が洗面所を利用できるようにしたり、応募用紙やその他の入社書類で性自認を開示しないようにする等、ジェンダーニュートラルな環境を提供しています⁸⁰。

タタ・スチールは、2025 年までに 25%の多様な従業員を雇用し、2023 年までにジェンダー、LGBTQIA+、障がい、カーストなど多様な側面をカバーすることを目指しています。2022 年、タタ・スチールは「クエリアス」と呼ばれる LGBTQIA+に焦点を当てた採用モデルを立ち上げ、2023 年にはこのモデルによる採用を増やすことを掲げています⁸¹。また、アクシス銀行は、2027 年までに従業員の 30%を女性にするという目標を掲げている⁸²。DEI 推進のため、インクルーシブな雇用方針を定め、入行プログラムにインクルーシブ・トレーニングやジェンダー・インクルーシブを確保するための方針とプログラムを導入し、障がい者のアクセシビリティの確保等を実施しています⁸³。

インドにおける DEI を推進する規制の取り組み

インドでは、民間企業が DEI に焦点をあてた雇用や慣行のトレンドを作っているだけでなく、政府もジェンダーの多様性や障がい者の福祉に焦点をあてた施策を導入しています。例えば、タミル・ナードゥ州政府は、消費財メーカーであるゴドレイ・コンシューマー・プロダクツと覚書を締結し、タミル・ナードゥ州に新たに設立する製造工場において、50%の女性と 5%の LGBTQIA+と障がい者を雇用することを定めています。また、トランスジェンダーの福祉と権利保護を促進するため、2022 年トランスジェンダー（権利保護）規則の通達を行っています。

中央政府もまた、DEI のバトンを受け取る形で、障がい者の権利規則 2017 を改正し、2021 年インドにおける普遍的アクセシビリティのための調和ガイドラインで規定された公共建築物の基準を、既存のアクセシビリティ規則に組み込みました。

ハリヤナ州政府は、1958 年に制定されたパンジャブ州商店商業施設法に基づき、女性が夜間に働くための条件を改定し、雇用主が女性従業員の安全を確保するための条件を課しました。

女性の安全という観点では、インド政府や裁判所は、職場における女性の保護を目的とした法律である「職場における女性のセクシュアル・ハラスメント（防止、禁止及び救済）法」(POSH 法) の施行に力を入れています。2023 年 5 月 12 日、最高裁判所は、Aureliano Fernandes v. State of Goa and Others において、POSH 法のより良い執行のための命令を下しました。最高裁は、POSH 法の施行に重大な欠陥があることに懸念を表明し、様々な事業所がいまだに POSH 法で義務付けられている内部委員会 (IC) を設置しておらず、設置されたとしても、多くの場合、準備の整っていない IC が思慮の足りない調査を実施している、としました。経営者・雇用主が IC にその任務と調査の実施方法について指導するための早急かつ効果的な措置を講じること、POSH 法の規定について女性従業員を教育すること等についての指示が出されています。

テクノロジーによる DEI 運動の推進

リモートワークは今や主流となり、多くの企業がグローバルに活動する上で欠かせないものとなっています。この背景には、インターネット接続の向上、コラボレーションを可能にする強力なデジタルツールの登場、クラウドコンピューティング、そして職場文化の変化等があります。

1990 年代にハリウッドでヒットした『ジェリー・マグワイア』では、ロッド・ティドウェルがエージェントに「金を見せてくれ」と言うシーンがありました。これはもはや、雇用されるための唯一のマントラではないように思えます。Randstad Employer Brand Research Report 2023⁸⁴によると、「ワークライフバランス」は世界的に従業員の最優先事項の第 2 位にランクされており、インドでは金銭的なメリットと並んで従業員の最優先事項として浮上しています。Buffer 社の 2023 年版「リモートワークの現状」レポートによると、回答者の 91%がリモートワークを希望しています。Randstad 社の従業員ブランドリサーチレポートでは、従業員が現在の仕事を辞めて、より良い非金銭的福利厚生を提供する雇用主を探す主な理由として、ワークライフバランスが挙げられています。リモートワークやハイブリッドワークは、障がい者、介護に携わる女性、Tier-II や Tier-III の都市、あるいは雇用機会の少ない都市部に住む人々の雇用を可能にすることで、DEI を促進する可能性が高いでしょう。

また、雇用主、特にインドの IT・ITeS 企業において、顧客と共有する情報やデータのセキュリティに対する懸念や、従業員の副業可能性から、在宅勤務モデルを導入する動きも見られます⁸⁵。

ギグ雇用への大きなシフト

テクノロジーはまた、ギグ・エコノミーの成長を促進し、ギグ・ワーカーの機会を増大させました。世界銀行グループの2023年版報告書「Working Without Borders: The Promise and Peril of Online Gig Work」では、世界のオンライン・ギグワーカーの数は1億5,400万人から4億3,500万人に及び、「ギグ・エコノミー」は世界の労働市場の最大12%を占めると推定されています。インドでも、正社員ではなくギグ・ワーカーを雇用する企業が増加傾向にあります。これは、製造業、FMCG、プロフェッショナル・サービス、ヘルスケアなど、いくつかの業界で顕著です⁸⁶。ギグ・ワーカーに対して社会保障を提供する必要がないためコストが低い、サービス終了が容易である等、雇用主にとっては様々な利点が存在します。

ギグ・エコノミーは雇用機会を創出するだけでなく、多様性と包括性も促進しています。ギグ・エコノミーはバーチャルで臨時的な仕事であることが多いため、女性や若者、障がいのある人々のグループに恩恵をもたらしているのです。オフラインの労働市場で移動の制約に直面している人々のインクルージョンを後押ししています。

インドは、ギグ・エコノミーの急速な成長と、ギグ・ワーカーと雇用主が直面する可能性のある課題について、認識しています。中央政府は、ギグ・ワーカーとプラットフォーム・ワーカーを認め、生命保険、障害保険、傷害保険、健康保険、出産手当金、老齢保護などに関する社会保障制度の導入や、雇用主によるギグ・ワーカーへの社会保障基金への拠出義務などの社会保障給付を認める「2020年社会保障規約」を導入しました。ただし、未だ通達はされていません。ギグ・エコノミーは、ギグ・若一の認知や適切な社会保護に関する問題とは別に、雇用主にとっても、ギグ・ワーカーの扱いの曖昧さや潜在的な人件費の増加といった課題ももたらしています。(Please click here to read more on the rules governing the gig-economy in India, [here](#))

2023年9月12日、ラジャスタン州政府は、ギグ・ワーカーの認知と保護を目的とした法律「Rajasthan Platform-Based Gig Workers (Registration and Welfare) Act, 2023」を導入しました。これは、すべてのギグ・ワーカー、アグリゲーター、主要雇用主の登録、労働者の社会保障基金への拠出、労働者への傷害・健康保険、出産手当金、謝礼、年金、EPF、ESIC等の社会保障給付の提供、労働者の苦情救済メカニズム、アグリゲーターと雇用主に対するコンプライアンス違反に対する罰則等に関する規定を網羅しています。また、ギグ・ワーカー保障・福祉基金に20億ルピー（約2,400万ドル）の割り当てを行うことになっています。

雇用主が懸念する副業

リモートやオンラインという仕事の性質が「ギグ・ワーク」を促進し、派遣労働者が同時に複数の仕事を請け負うことを可能にする一方で、フルタイムや正社員の場合、リモートという仕事の性質から、雇用主は、遠隔地で働く従業員による「副業」問題に直面しています。副業は「兼業」とも呼ばれ、本業と並行して副業に従事することを指します。特にIT企業がこのような慣行を嫌悪しており、従業員の大量解雇につながっています。雇用されながら同様のニッチ分野の企業で働いていたとして、300人以上の従業員を解雇したウィプロ社の例が挙げられます⁸⁷。

インドの法律は、副業や兼業について定義や説明をしていません。しかし、いくつかの法律が、ある程度の規制を行っています。1948年工場法（Factories Act, 1948）、および特定の州の店舗・事業所法（ハリヤナ州やデリー州など）は、兼業に関する労働時間の制限を課しています。1948年工場法では、雇用主は、労働者

が他の工場で既に働いている日に工場働くことを要求または許可することを制限しています。前述した各州の店舗・事業所法では、雇用主は従業員を異なる事業所での雇用にまたがって規定の労働時間制限を超えて働かせてはならない、と定めています⁸⁸。インドでは、契約上認められているか、雇用主の事前の同意を得ている場合には、兼業が認められています⁸⁹。

ムーンライティングは、雇用主にとって、利益相反、守秘義務や専有情報の侵害、競合、共同雇用者や業者への勧誘、知的財産の侵害、人員削減等のビジネスリスクにさらされるという深刻な懸念をもたらします。このような懸念に対して、インドの規制当局や裁判所は、雇用期間中の合理的な競業禁止義務の制限や、雇用者の情報や知的財産の秘密保持の契約上の保護を認めることにより、ある程度雇用者寄りの立場をとっています⁹⁰。

なお、副業を防止するため、企業は雇用契約において兼業を明確に禁止することができます。企業は、労働時間に関係なく、従業員が他社と雇用・コンサルタント・顧問契約を結ぶことを明示的に禁止する形で、雇用契約の独占条項を作成することが可能です。さらに、独占禁止規定に違反した場合は不正行為となり、雇用主は当該従業員に対して適切な措置を講じる権利を有することも明記すべきでしょう。

DEI: 法的状況

企業や政府は、従業員と雇用者の双方に利益をもたらすため、DEI の推進と強化に取り組んでいますが、現在のところ、インドにおける DEI の実施に関する統計は初期段階にあります。

雇用における差別撤廃と包括性は、インド憲法の根幹をなすものです。インド憲法第 15 条は、宗教、人種、性別、カースト、出生地、そのいずれかを理由とする不当な扱いや差別を禁じています。第 16 条は、機会の平等を拡大し、公的な雇用や職における差別を防止するものです。インドには、DEI 運動の世界的な勢いを念頭に置いて制定された法律がいくつか存在します。(a) 2019 年トランスジェンダー法 (Transgender Persons (Protection of Rights) Act, 2019) は、雇用におけるトランスジェンダーに対する差別を禁止し、すべての事業所にトランスジェンダーに対する機会均等方針の導入を義務付けています。(b) 2016 年障害者権利法 (Rights of Persons with Disabilities Act, 2016) は、すべての事業所に機会均等方針の導入を義務付けており、雇用主は可能であれば障害を持つ従業員に合理的配慮を提供する必要があります。(c) 2019 年賃金規定 (未発効) は、「性別」に関係なく、すべての従業員に対し、同一労働に対する同一報酬を規定しています。(d) 1948 年従業員国家保険法は、1948 年従業員国家保険法に基づき、疾病、出産、障害給付を受けている従業員を雇用主が解雇したり、懲戒処分を科したりすることを禁止しています。

女性の権利と安全を守るための特別法も存在します。(a) 職場での女性に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するための POSH 法、(b) 報酬、採用、昇進、研修における平等を定めた 1976 年均等報酬法、(c) 女性に出生手当と便宜を与える 1961 年出生手当法、(d) 夜勤中の女性の保護のために制定された様々な州法、等です。

企業や政府当局が DEI の推進に積極的に取り組んでいる一方で、女性中心の職場法は未だ存在しています。前述したように、POSH 法の適切な実施に特に焦点が当てられており、この点に関して最高裁判所が命令を下しています。しかし、POSH 法は、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの対象から他の性別を除外しています。残念なことに、LGBTQIA+の人々に対して当該保護を拡大することについて、立法者たちはあまり注意を払っていないようです。2023 年 11 月、Binu Tamta and Anr. V. High Court of Delhi⁹¹において、最高裁判所は、POSH 法に基づいて制定された 2013 年インド最高裁判所における女性のセクシュアル・ハラス

メント（防止、禁止、救済）規則において、LGBTQIA+の人々を「被害を受けた女性」の範囲に含めるよう求めた訴えを退けました。最高裁判所は、POSH 法は職場におけるセクハラから「女性」を保護することを目的としており、このような規定を設けることは法の目的を希薄化させるとして、法のジェンダー中立化を断念しました。

同様に、企業は出産手当金について、よりジェンダーに中立的で包括的な方針を採用していますが、1961 年 出産手当金法は、出産する可能性のあるトランス男性を依然として除外しています。

DEI の前途

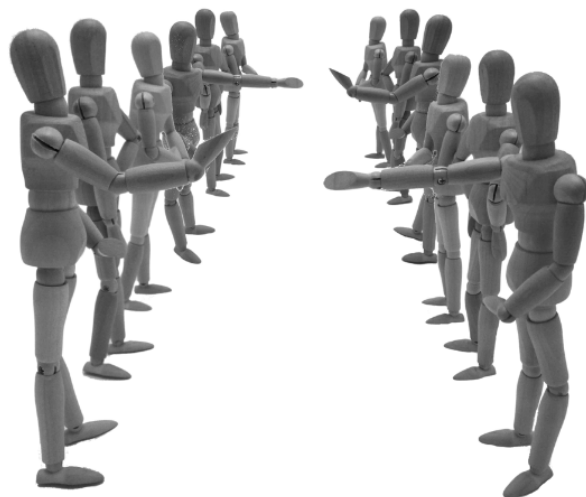
世界的に、企業は持続可能性の重要性を認識しており、特に雇用における多様性と包摂というパラメーターは重要であり、その意味で、DEI 運動を推進するインド企業の広範な努力は注目に値するものです。DEI の推進は単なるコンプライアンスではなく、より大規模で多様な人材プールへのアクセスを可能にすることで、企業にとって戦略的に有利なものとなります。2024 年は、DEI を中心に採用戦略を策定する企業が増えるかもしれません。

DEI は現在進行系であり、課題も存在します。企業は、従業員に対する福利厚生拡大におけるコンプライアンスや不確実性といった法的問題、積極的なポリシーの欠如や多様な個人のニーズへの対応といった実務的問題、副業や守秘義務違反などのビジネスリスクに直面しています。現在のところ、DEI を取り巻く法的状況は大企業や中堅企業に集中しています。大企業や中堅企業にとっては、DEI への取り組みは比較的容易かもしれませんが、中小企業にとっては、DEI よりむしろ、成長や利益追求に重点が置かれているのが現状でしょう。資金難を理由に大量解雇が行われ、DEI よりも経費やコストに重点が置かれている事象は、その一例でしょう。報道によると、解雇は女性に不釣り合いな影響を与え、解雇者の46%が女性だったようです⁹²。一方で、インドの新興企業が2030年までに200万人の女性に新たな雇用を創出する可能性があるというデータもあります⁹³。中小企業や新興企業は、採用戦略の改革、DEI 目標の設定、職場の安全性の向上、すべての人への平等な機会の提供等の実践的な対策を実施することで、DEI を企業戦略に組み入れ、競争上の優位性を獲得することができるかもしれません。

労働市場が不安定な時期を迎えている中、特に新興企業においては⁹⁴、AI やテクノロジーは人的資源のパフォーマンスを補完するに過ぎないため、人的資源が不要になるわけではありません。持続可能な慣行は、企業が新たな機会を活用し、すべての利害関係者の利益になる事業を拡大できるようにするでしょう。

05

COMMERCIAL DISPUTES



2023 年に行われたインドの商事紛争解決に関連する法律の複雑な発展について、詳細に分析します。2023 年は商事紛争解決の実質的および手続き的な側面の両方において、法的環境の変革が見られました。インドの司法は積極的な姿勢を取り、立法府が沈黙しているか、または法令規定に関連する不確実性を明確にすることができなかった法的あいまいさの領域の解決に努めてきました。

長年の難問である印鑑のない契約における仲裁条項

2023 年 12 月 13 日、インド最高裁判所（最高裁）は、「1996 年仲裁和解法および 1899 年インド印紙法における仲裁合意の相互作用（In Re: The Interplay）」と題する画期的な 7 裁判官団による判決で、長年の法的論争に決着をつけました。この判決は、押印が不十分/押印されていない契約における仲裁条項の執行可能性について取り扱っています。

裁判所は、適切な押印がない契約の仲裁条項は執行可能であるが、インド印紙法に基づき、押印の不備が是正されるまでは証拠としては不適切であると裁定しました。裁判所は、押印に関連する問題は、付託前段階では裁判所の管轄外であると明確にしました。代わりに、付託された裁判所の役割は、仲裁合意の存在を検討することに限定されます。契約書の押印に関する異議は、仲裁裁判所によって決定されることになり、このようなケースにおける司法裁判所と仲裁裁判所の管轄権の明確な区分が確立されました。

インドにおける「グループ企業の教義」の勝利

「グループ企業の教義」はインドで長らく議論的でした。この教義は、最高裁判所による Chloro Controls (India) Pvt. Ltd. v. Severn Trent Water Purification Inc & Ors の判決で初めて認められました。インドの裁判所は、この教義に基づいて、特に親会社などの署名していないグループ企業に対し、基礎となる仲裁合意に署名していないにもかかわらず、仲裁に参加し、仲裁判決を履行することを要求してきました。

2022 年、最高裁判所は、この教義に対する相反する見解を示す二つの重要な判決を下しました。最初の Oil and Natural Gas Corporation Ltd. v. Discovery Enterprises Pvt. Ltd. & Anr. (ONGC 判決) では、裁判所はこの教義のインド法における関連性を支持し、教義の適用を考慮していない仲裁判決を棄却しました。しかし、Cox & Kings Ltd. v. SAP India Pvt. Ltd. & Anr. の判決では、裁判所はこの教義を検討し、当事者の自主性や独立した企業人格といった確立された原則との関連でその妥当性を疑いました。これらの相反する立場により、教義の基本的な側面、範囲、および適用について憲法裁判所による判断が求められました。

2023 年 12 月、憲法裁判所はこれらの曖昧さを解決し、ONGC 判決で示された要因を教義の適用時に総合的に考慮するべきであると規定しました。主要な要因には、当事者の相互の意図、署名していない当事者と署名した当事者の関係、件の共通性、取引の総合的性質、および契約の履行が含まれます。

最高裁判所は、現代の商取引の複雑さを認識し、事実に基づいたアプローチの必要性を強調しました。さらに、複数の実体および契約を含む複雑な取引における当事者の意図を理解する上での重要性を認め、インドの仲裁法におけるグループ企業の教義の維持を肯定しました。また、裁判所は、付託段階で仲裁裁判所が署名していない当事者が仲裁合意に拘束されるかどうかを決定すべきであり、司法介入と仲裁裁判所の自主性との間のバランスを維持する、と裁定しました。

一方的な仲裁人の任命 – カルカッタ高等裁判所の逸脱

1996年の仲裁および和解法（仲裁法）において、第7スケジュールは、潜在的な利益相反により仲裁人の適格性を損なう可能性がある関係を指定しています。以前は、そのような関係があれば、仲裁人やその指名は不適格とされました。これは、特定の関係が一方の当事者を他方に対して不公平に有利にする可能性があり、仲裁人の独立性の原則に反するためです。

デリー高等裁判所は、Taleda Square Pvt. Ltd. v. Rail Land Development Authority において、仲裁裁判所の独立性と公平性が仲裁手続きの完全性を維持する上で重要な役割を果たすと強調しました。裁判所は、当事者が反対側の当事者によって維持されるリストから指名仲裁人を選ぶことを強制されるべきではないと裁定しました。これは、Margo Networks Pvt. Ltd. & Anr. v. Railtel Corporation of India Ltd. の判決でさらに強調され、一方の当事者が仲裁人の過半数を任命する権利を持つことは許されないとされました。

しかし、Mcleod Russel India Ltd. v. Aditya Birla Finance Ltd. & Ors. (Mcleod 判決) において、カルカッタ高等裁判所はこの傾向から逸脱しました。同裁判所は、当事者が文書による同意を示し、一方的任命を知りながら手続きに参加している場合、一方的な仲裁人の任命は本質的に無効ではないと裁定しました。

その後、J.S.R. Constructions v. National Highway Authority of India and Anr. では、デリー高等裁判所は、指名仲裁人が候補者に合意できない場合に当事者が議長仲裁人を一方的に任命することは許されないと裁定しました。裁判所は、そのような状況で一方の当事者のディレクター・ジェネラルが議長仲裁人を任命する慣行を法律上不適切であると判断しました。判決は、仲裁人として適格でない個人が任命プロセスに参加するべきではないと強調しました。この手続きは、仲裁裁判所の形成を一方の当事者に有利に偏らせる可能性があるため、バランスのとれたアプローチを欠いていると批判されました。

現在、Mcleod 判決は、仲裁人の一方的任命に関する確立された法の立場からの逸脱として目立っています。その後の高等裁判所の判決は、一般的に一方的任命に関する法律に沿っており、Mcleod 判決がこの法的分野における例外として残る可能性があります。

仲裁裁判所の任務延長に関する高等裁判所の異なる見解

仲裁法第29A(4)条の解釈について、裁判所が仲裁裁判所の任務を終了後に延長できるかどうかに関する問題は、異なる高等裁判所からさまざまな意見が出され、法的なジレンマを生んでいます。

仲裁法は、国内仲裁手続きについて、主張の完了から12か月の期限を設けています。この期間は、相互の同意により追加の6か月延長することができます。第29A(4)条は、裁判所がこの18か月の期間を、その期限の前後に延長できることを認めていますが、延長を求めるための基準については明示していません。

カルカッタ高等裁判所は、Rohan Builders (India) Pvt. Ltd. v. Berger Paints India Ltd. において、およびパトナ高等裁判所は、South Bihar Power Distribution Company Ltd. v. Bhagalpur Electricity Distribution Company Pvt. Ltd. において、延長申請は仲裁裁判所の任務期限が満了する前に提出されなければならないと解釈しています。一方、デリー高等裁判所は、ATC Telecom Infrastructure Pvt. Ltd. v. Bharat Sanchar Nigam Ltd. において、期限後の申請を禁じることは仲裁法の目的に反するとし、柔軟性を主張しています。

ボンベイ高等裁判所は、Nikhil H. Malkan & Ors. v. Standard Chartered Investment and Loans (India) Bank において、デリー高等裁判所の見解に沿い、カルカッタおよびパトナ高等裁判所の見解とは異なりました。高等裁判所間のこの法的解釈の一貫性のなさは、最高裁判所による明確化の介入を必要としています。

MSME 法に基づいて仲裁が開始された際の暫定救済の不確実性

2006 年中小企業開発法 (MSME 法) 第 18 条は、マイクロ企業または小企業に支払うべき金額が争われる場合、そのような争いの裁定のために中小企業円滑化評議会 (評議会) への参照が可能であると規定しています。評議会は、そのような争いの調停を行います。調停が和解に至らない場合、評議会自体がその争いに関連する仲裁手続きを行うか、交代紛争解決サービスを提供する機関に争いを付託します。そのような手続きには仲裁法が適用されます。しかし、両法律間に矛盾がある場合、2022 年の Gujarat State Civil Supplies Corporation Ltd. v. Mahakali Foods (P) Ltd において、最高裁判所は、MSME 法が特別な立法であるため、仲裁法の適用に優先すると判断しました。

評議会の前、中、および後の仲裁手続きにおいて暫定救済を求める問題は、特に MSME 法にそのような救済を明示的に規定していないため、法的なジレンマを生じさせています。この立法のギャップは、当事者が MSME 法の下で明確な行動方針を持たずに残されています。2022 年、マディヤ・プラデーシュ高等裁判所は、M/s Ujas Associates v. M/s KJS Cement (India) Ltd. において、仲裁法に基づく暫定救済は、MSME 法に基づく調停手続きの結論後のみアクセス可能であると裁定しました。逆に、2023 年、カルカッタ高等裁判所は、Indian Oil Corporation Ltd. & Anr. v. Union of India & Ors. において、仲裁合意が存在する場合、手続きが MSME 法または仲裁法の下で行われるかどうかにかかわらず、暫定救済の選択肢が常に利用可能であると広い見解を示しました。

カルカッタ高等裁判所は特定の文脈で両法律の規定を調整しようとしていますが、より広い法的問題は未解決のままです。この不確実性は、これら二つの重要な立法間の相互作用に関するさらなる法的明確化の必要性を浮き彫りにしています。

インド法における圧迫および不適切な管理に関する紛争の仲裁可能性

ボンベイ高等裁判所の Anupam Mittal v. People Interactive (India) Pvt. Ltd. & Ors. における判決は、国際商事仲裁と国内法枠組みとの間の複雑な相互作用を前面に押し出しました。ボンベイ高等裁判所は、反執行差止命令を発し、被告がシンガポール高等裁判所によって付与された恒久的な反訴訟差止命令の執行を阻止しました。この命令は、Anupam Mittal が、既存の仲裁合意を引用して、圧迫および不適切な管理に関する主張をムンバイの国家企業法裁判所 (NCLT) で追求することを制限していました (read our views [here](#))。

その後、NCLT は、インド法においてそのような紛争は仲裁不可能であることを強調し、国際商工会議所 (ICC) によるシンガポール座席の進行中の仲裁手続きを停止するための反仲裁差止命令を発しました。こ

の判断は、紛争の仲裁可能性は仲裁合意の法律に従って決定されなければならないとしたシンガポール裁判所の見解とは大きく対照的であり、シンガポール法が適用されました。

圧迫および不適切な管理に関する紛争の仲裁不可能性に関するインドの立場は、多くの国々から逸脱しており、国境を越えた取引に従事する商事当事者にとって不確実性をもたらしています。この判決は、当事者がそのような不確実性を軽減するために、仲裁合意に適用される法律を明確に定義する必要性を強調しています。

仲裁における同意判決の執行力強化

仲裁手続きは常に紛争の正式な裁定につながるわけではありません。しばしば、当事者は仲裁プロセス中に和解を選択し、それによって仲裁における同意判決が生じます。仲裁法第 30 条は、インドの仲裁におけるそのような同意判決を認めています。しかし、外国の管轄区域からの同意判決の執行可能性は議論の対象となってきました。

この文脈における德里高等裁判所の *Nuovopignone International SRL v. Cargo Motors Pvt. Ltd. & Anr.* の判決は、画期的な決定です。德里高等裁判所は、仲裁に対する積極的な姿勢を採用し、外国の同意判決が仲裁法の下で執行不可能であるとする主張を却下し、国内の同意判決と同等に扱いました。この判決は、インドの裁判所が同意判決の執行を重視し、和解/合意された条件に基づいて同意判決の有効性を損なうことから当事者を抑止する姿勢を強化しています。

ボンベイ高等裁判所、仲裁において実質的権利を手続き的形式上の要件に優先

Palmview Investments Overseas Ltd. v. Ravi Arya and Ors. において、ボンベイ高等裁判所は、仲裁手続きにおける実質的権利の重要性を強調しました。裁判所は、法的行動を開始するために個人に権限を与える取締役会決議の要件は手続き的形式上のものであると判断しました。その結果、そのような決議における不備は手続き上の不正規性とみなされ、当事者の実質的権利を妨げるべきではないとされました。裁判所は、これらの欠陥を是正する権限を与えました。すなわち、権限における単なる欠陥や不備は当事者の請求を却下する根拠にはなりません。

この判決は、より公平で実用的な仲裁環境を促進するための重要な一步を示しています。手続き上の不正規性と実質的権利との区別を行い、前者の修正を許可することで、裁判所は仲裁プロセス内での正義の基本原則を強化しています

德里高等裁判所、企業ヴェールを貫く教義を拡大

Delhi Airport Metro Express Pvt. Ltd. v. Delhi Metro Rail Corporation において、德里高等裁判所は、企業ヴェールを貫く教義の適用範囲を大幅に拡大しました。裁判所は、この教義は詐欺や法的義務の回避の例に限らず、公正がそれを要求し、正義を実現するためにも適用されると裁定しました。この判断は、多層的な保有と構造が特徴的な現代の複雑な企業風景において特に関連性があります（記事は [こちら](#)）。

德里高等裁判所のこの判決は、当事者に自分たちの主張を執行するための強力なツールを提供します。現在、德里高等裁判所によるこの判決は最高裁判所で審査中であり、最高裁判所がこの教義の拡張を支持す

るか、従来の比較的厳格な適用基準に戻るかは注目されています。その結果は、法的手続きにおいて企業構造がどのように航行され、精査されるかに大きな影響を与える可能性があります。

「令状」の管轄権は「席」に縛られない

仲裁合意では、「席」とは仲裁手続きを管轄する法的管轄区域と定義されます。「管轄権」とは、裁判所が対象事案と適用法に基づいて事件を聞き、決定する権限を指します。特に令状裁判所の文脈では、「管轄権」は裁判所が特定の種類の事件、例えば憲法上または行政上の問題などを裁く法的能力を決定します

複雑が生じるのは、仲裁合意で「席」が指定されていると同時に、別の裁判所が憲法上の「管轄権」を持っている場合です。Durgapur Freight Terminal Pvt. Ltd. & Anr. v. Union of India Ministry of Railways & Ors. において、デリー高等裁判所は、令状請求の維持可能性は、仲裁合意における指定された席に関係なく、純粹に憲法上の規範によって決定されると裁定しました。令状は、訴訟原因が全部または一部、令状裁判所の領土管轄内で生じた場合に維持可能であり、これによって仲裁合意が令状裁判所の管轄権に与える影響は否定されます

デリー高等裁判所による知的財産権（IPR）紛争の仲裁

デリー高等裁判所は、M/s. Liberty Footwear Company v. M/s. Liberty International において、特定の知的財産権（IPR）紛争は仲裁を通じて解決可能であることを明確にしました。デリー高等裁判所は、紛争が当事者間のパートナーシップ契約に基づく商標使用権の行使に関するものであり、商標の登録や付与についてはないと裁定しました。その結果、これは仲裁可能な紛争の範疇に属し、裁判所はパートナーシップ契約の仲裁条項に従って、この問題を仲裁を通じて解決することを認めました。

この判決は、全ての知的財産権（IPR）紛争が裁判所に持ち込まれる必要があるわけではなく、紛争の性質に応じて一部は仲裁を通じて解決できることを示しており、重要なものです

2023 年調停法：紛争解決の未来の体系化

伝統的に、インドでは裁判所主導の訴訟や仲裁が商事紛争の解決手段として重視されてきました。しかし、和解を促進する調停の役割と効果は大きく活用されず、その価値も十分に認識されていませんでした。調停の適用は主に家族関係の紛争や些細な金額に関わる問題に限られていました。

調停は、対立的な手続きを避ける代替紛争解決方法として機能します。これには、公平な調停者が専門的なコミュニケーションと交渉スキルを用いて、当事者が紛争を解決するのを支援する構造的で自発的な相互協議が含まれます。このプロセスは、争う当事者の特定の興味、ニーズ、および権利に合わせてカスタマイズされます。2023 年 9 月 15 日、インド政府は、調停を別個の代替紛争解決メカニズムとして正式な枠組みを提供する 2023 年調停法を施行しました。

国家司法データグリッドによると、2023 年 12 月時点でインドの裁判所には約 1,100 万件の民事紛争が未解決のままです。2022 年 4 月から 2023 年 3 月の会計年度には、記録的な 412,990 件の事件が調停に回され、そのうち 92,446 件が解決に至りました。これは 22.38%の成功率を示しています。調停の傾向は上昇し続けており、2023 年 4 月から 9 月の間に 49,618 件の事件が成功裏に調停され、インドでは当事者による調停への依存が増加していることを示しています。

インドにおける臨時仲裁から制度仲裁への移行

インドでは、仲裁法に基づいて仲裁裁判所の任命に裁判所の介入を頻繁に求めることにより、臨時仲裁に対する顕著な好みがあります。しかし、最近の取り組みは、国内での制度仲裁の強化に焦点を当てており、臨時仲裁に対する多くの利点が認識されています。制度仲裁は、確立された手続き規則を提供し、仲裁人の任命を支援し、管理サポートを提供します。

インドには、ニューデリーに本部を置き、ハイデラバードとバンガロールに支部を持つ国際代替紛争解決センター（ICADR）や、チェンナイにあるナニ・パルキワラ仲裁センターなど、複数の仲裁機関があります。1965年に設立されたインド仲裁評議会（ICA）も国内で運営しています。マハラシュトラ州政府によって、国内および国際の利害関係者と共に設立されたムンバイ国際仲裁センター（MCIA）は比較的新しい追加です。シンガポール国際仲裁センター（SIAC）、ICC、クアラルンプール地域仲裁センター（KLRCA）などのグローバル機関は、インドに存在し、SIACとICCはそれぞれムンバイとデリーに連絡事務所を持っています。

2023年に制度仲裁センターが行った制度仲裁に関する統計のリリースを期待している一方で、臨時仲裁に関するデータは機密性の観点から未公開のままです。MCIAは2022年の年次報告書を公表し、有望な統計を示しています。この報告書は、前年比20%というケース数の顕著な増加と、総紛争価値が10億USDを超えることを明らかにしています。注目すべき成果として、24件の新しい提出、14日以内の2件の緊急仲裁の迅速な解決、18ヶ月以内に92%の仲裁を完了したことなどが含まれます。さらに、MCIAはジェンダー多様性においても前進を遂げ、38%の仲裁人を女性に任命しています。これらの発展は、インドが仲裁に対して前向きな管轄権として進化していることを示しており、その仲裁風景の成熟と効率の向上を反映しています。

2024年のウィッシュリスト

2023年は、インドが仲裁に対して前向きな管轄地としての評判を確立する上での重要な年でした。もし今年が2022年の成功を反映する場合、それはインドが重要な試練を通過したことを確認し、過去10年間に裁判所、政府、および仲裁機関が共同で成熟した仲裁管轄地として国を確立するための努力を反映することになります。2024年に向けて、インドの仲裁枠組みを洗練させて強化するための一連の願望と目標が存在します。

仲裁裁判所の任期延長

現在、インドでは、仲裁裁判所の任期を延長する申請のタイミングに関する重要な論点が発生しています。仲裁法に基づく当該申請がいつ行われるべきかについて、異なる高等裁判所が異なる解釈を示しており、現在、Vridavan Advisory Services LLP v. Deep Shambhulal Bhanusaliにおいて、最高裁判所が審議を行っています。特筆すべきは、最高裁判所がカルカッタ高等裁判所の決定を差し止めている点です。当該審判の結果は、仲裁裁判所の機能と任期に重要な影響を与えることが予想されます。

最高裁判所がこの問題について明確な判決を下す前であるため、現在は慎重に行動することが賢明です。法的な複雑性を回避するために、仲裁裁判所の任期が満了する前に、その任期を延長する申請を行うことをお勧めします。

インドにおける仲裁の成功

2020年のVidhi Centre for Legal Policyの報告によると、イタリアでは2015年に新たに発生した1,748,384件の民事および商業訴訟のうち、139,870件が強制的な仲裁対象とされ、成功率は44%でした。さらに、16,288件が自発的な仲裁で、成功率は60%でした。アメリカ合衆国は裁判所の負担を減らすために強制的な仲裁を採用し、多くの裁判所や連邦機関が強制的なプログラムを実施しています。オーストラリアの連邦制度もさまざまな民事紛争で強制的な仲裁を採用し、小売店舗テナント紛争などの事件で80%以上の和解率を達成しています。これらの例は、強制的な仲裁が効果的に裁判所の負担を軽減し、紛争解決を迅速化するのに役立つことを示しています。

仲裁は非常に有望であり、インドで繁栄する可能性があります。ただし、過重な裁判所制度が直面する課題に対処するための一つの解決策として仲裁を捉えるべきであると認識することが重要です。それは、司法制度の健全性を向上させるための広範な法制度改革戦略の一部として考えるべきです。さまざまな司法管轄区からの経験が、仲裁が裁判所の負担を軽減し、紛争解決の効率的な手段を提供することを示しています。

第三者資金提供者の責任の解決：最高裁判決が待たれる

最高裁判所は、第三者資金提供者（TPF）の責任に関して、論議のある問題を取り上げる予定です。具体的には、SBS Holdings, Inc. v. Tomorrow Sales Agency Private Ltd. & Ors*のものです。これは、デリー高等裁判所による重要な判決に続くもので、TPFが仲裁事件の原告にとってアクセスを向上させる役割を認識しました。デリー高等裁判所は、TPFが仲裁協定、手続き、または判決の当事者でないため、仲裁判決に対する責任を負わず、その結果、その執行のための保証を提供する義務がないと判決しました。最高裁判所は、資金提供された当事者が外国の仲裁で不利益な費用を支払う義務を負う場合のTPFの責任問題について審議する予定です。

*免責事項：Acuity Lawは、最高裁判所における同訴訟において、申立人の代理人を務めています。

インドにおける外国仲裁所での緊急仲裁の執行困難性

仲裁当事者達は、仲裁裁判所の構成前に仮処分命令を求めため、緊急仲裁手続きにますます頼るようになっていきます。緊急仲裁裁判官が所見を提供する必要がある短い期間内に、多くの当事者が国内の裁判所に代わり緊急仲裁裁判官にアプローチすることを好むことがあります。

最高裁判所は、Amazon.com NV Investment Holdings LLC v. Future Retail Ltd. and Ors.において、インドの仲裁所での緊急仲裁裁判官の命令は、仲裁裁判所によって出された仮処分命令と同様に、国内で執行可能であると判決しました（記事は[こちら](#)）。ただし、外国の仲裁所でのそのような命令の執行可能性については、議論の余地があります。外国の仲裁所での仲裁を規制する仲裁法第II部によれば、緊急仲裁裁判官の命令などの仮処分命令を執行するためのメカニズムは存在しません。

外国の仲裁所での仲裁において、インドの当事者は、緊急仲裁裁判官の命令を得るために仲裁法の第I部に基づき、国内の裁判所に仮処分を求めることがあります。これは、シンガポールの仲裁を対象とした2016年のデリー高等裁判所のRaffles Design International India Pvt. Ltd. & Anr. v. Educomp Professional Education Ltd. & Ors.において審議されました。裁判所は、外国の仲裁所での緊急仲裁裁判官の命令を直接執行できないと

結論づけましたが、当事者が外国の仲裁に対して第 I 部の適用を除外していない場合、独自に仮処分を認めることができると述べました。

カルカッタ高等裁判所も、シカゴの仲裁を対象とした 2023 年の Uphealth Holdings Inc. v. Glocal Healthcare Systems Pvt. Ltd. & Ors.において同様のアプローチを採用し、外国の仲裁所での緊急仲裁の命令の執行に関する特定の規定がないことを認識しました。ただし、裁判所は、両当事者が緊急仲裁に参加し、緊急仲裁裁判官の命令に拘束されることに同意し、命令が合法で異議がない場合、無視すべきではないと述べ、緊急仲裁裁判官の命令を判断プロセスの追加要因として扱い、仮処分を認めました。

多くのインドの当事者が外国の仲裁で関与しているため、外国の仲裁所での仮処分命令の執行を許可するために法律を改正することを立法府が検討する必要があります。それまでの間、当事者は、インドの裁判所に仮処分を認める際に緊急仲裁裁判官の命令を補完的な要因として考慮するか、直接インドの裁判所に仮処分を求める必要があるかもしれません。

インドのオンライン紛争解決（ODR）対応

ODR は、インドの紛争解決の課題に対する変革的な解決策として台頭しています。伝統的に、インドでの紛争解決は法廷に限定されていましたが、COVID-19 によるパンデミックが技術に基づく代替手段への移行を加速させました。人工知能の進化により、ODR は自動化された解決策を提供し、特定の紛争に対応して費用対効果が高く、効率的で偏りの少ない方法となります。

インドは ODR に対する準備の取り組みが進展しており、司法の支援と立法の支持を受けています。2021 年、最高裁判所はインド初の AI 駆動の研究ポータルである「SUPACE（最高裁判所の効率向上を支援する最高裁判所ポータル）」を開設しました。このポータルを通じて、最高裁判所は機械学習を活用してケースの提出に関連するデータの処理を行うことを意図しています。2023 年には、証券取引委員会（SEBI）が異議申し立てのための ODR メカニズムを導入するために、さまざまな規制を改正する「SEBI（オルタナティブ紛争解決メカニズム）（修正）規則、2023 年」（修正）を発表しました（記事は[こちら](#)）。しかし、ODR の潜在力を十分に活用するためには、デジタルリテラシーとインフラの強化、ODR の専門家の育成、プライベートセクターにおけるイノベーションを奨励する必要があります。ODR を統合することで、インドは法的エコシステムを大幅に改善し、全ての人々にとって、紛争解決を効率的かつアクセス可能にすることができるようになるでしょう。

06

INSOLVENCY & RESTRUCTURING



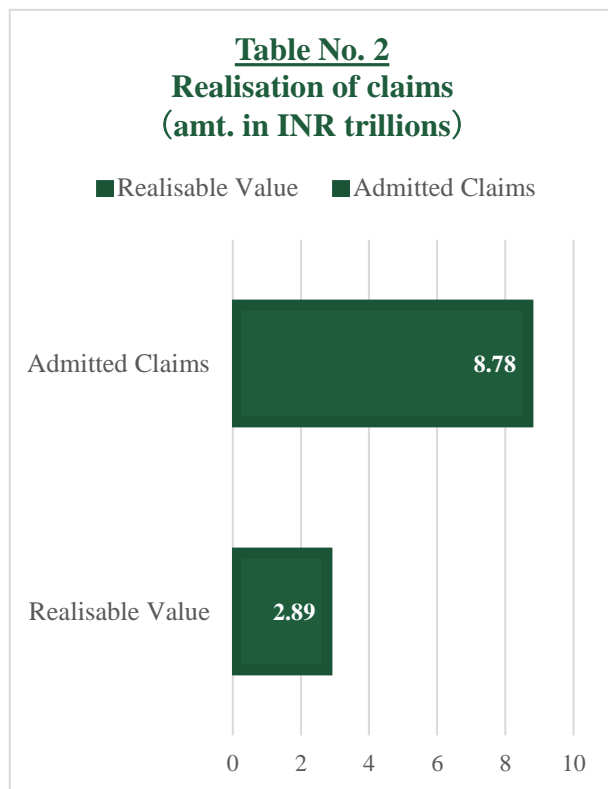
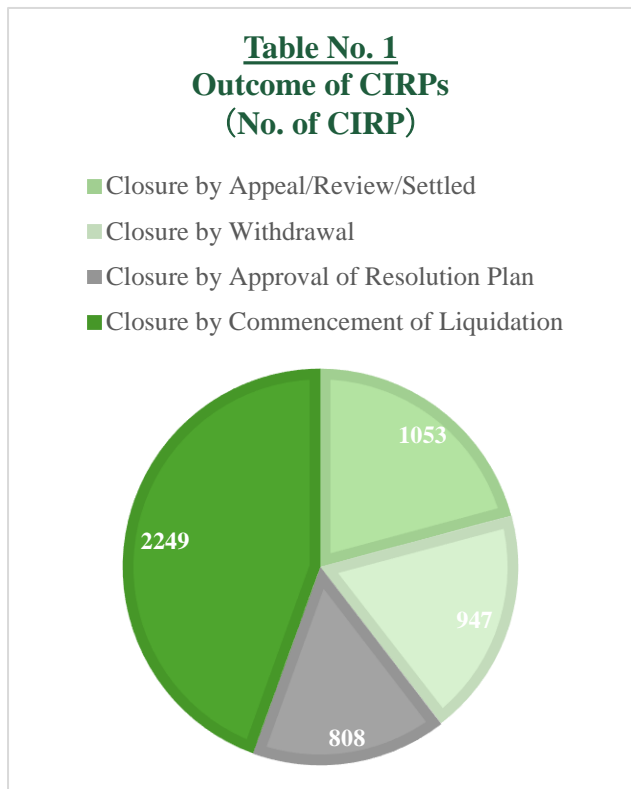
2023 年中に行われた 2016 年破産倒産法（Insolvency and Bankruptcy Code, 2016）の主な進展について、分析します。法の進化と新たな法理論、過去 1 年間における継続的な改善、重要な判決や改正、利害関係者に与えた影響、および今後の展望について記載しています。

数字ゲーム - 2023 年の法による功績

破産倒産法の包括的な目的は、前文に明記されているように、企業の倒産をタイムリーに再編・解決し、資産価値の最大化を目指すことにありますが、インド破産倒産委員会（IBBI）が 2023 年 7 月から 9 月にかけて発表した四半期のニュースレターには、興味深い図が描かれています

破産手続き - 回収率の高まりとスケジュールの遅延

2023 年 9 月現在、7,058 件の企業倒産処理手続（CIRP）が開始され、2,001 件が進行中です。これら 7,058 件の CIRP のうち 808 件が企業債務者（CD）の再建計画に成功した一方、2,249 件は清算に追い込まれています。成功した CIRP は、債権者の請求額 9 兆 2,300 億ルピー（～1,112 億 3,000 万ドル）に対して 2 兆 9,200 億ルピー（～351 億 9,000 万ドル）をもたらし、実現率は 31.62% でした。金融債権者は債権の 33.8%、事業債権者は債権の 18.3% を回収しています。



成功した CIRP の平均解決期間は 653 日であり、同法に規定された 330 日というスケジュールを満たすことは困難でした。もう一つの問題点として、倒産案件の受理期間が長期化していることであり、通常 12 ヶ月程度を要しています。例として、Reliance Naval & Engineering Ltd. の CIRP 申請には約 16 ヶ月を要し、法の文言と現実のギャップが浮き彫りになりました。

メディア報道によると、中央政府は、会社法審判所 (NCLT) 内に、破産申立の認否のみに焦点を当てた専用法廷を設置する計画を策定中とのことです。構想の狙いは、プロセスを合理化し、規定に定められた 14 日間の期限内に確実に決定を下すことにあります。データによると、CIRP を規定の 330 日以内に完了させるには、現在のインフラでは不十分であり、専門法廷によって、CIRP の申請をタイムリーに裁くことができるようになることが期待されています。

清算プロセス - 清算規範

2023 年 9 月現在、7,058 件の CIRP のうち、2,249 件が清算に付され、CIRP 全体の 31.8% を占めています。興味深いことに、成功した CIRP はわずか 808 件であり、全認定 CIRP の 11% に過ぎません。会社法上訴審判所 (NCLAT) が下した Gayatri Polyrub Pvt. Ltd. v. Anil Kohli & Anr. における判決は、CD の再生という法の目的を繰り返し、清算は最後の手段であるべきだと強調しています。

しかしながら、当該法の意図とは裏腹に、清算の方向に進んでいる傾向にあります。銀行や金融機関は、破綻処理プロセスの遅延や資産価値の下落に直面し、不十分な回収や期限の延長を懸念して、長期化する破綻処理よりもタイムリーな清算を好む可能性があります。

Lavasa Corporation Limited の債務超過がほぼ 5 年間続き、2023 年 7 月に終結したものの、回収額は債権総額 664.2 億ルピー (約 8 億 400 万米ドル) の 24% でした。同様に、2019 年 2 月に債務超過が認められた Indu Projects Limited は、2023 年 7 月に再建計画が承認され、390 億ルピー (～4 億 7,000 万米ドル) の債務に対して 39 億ルピー (～4,700 万米ドル) を提供し、ほぼ 90% の大幅なヘアカットが反映されているのです。

プレパックの運命

パンデミック下で導入された PPIRP (Pre-packaged Insolvency Resolution Process) は、インド経済に不可欠な中小零細企業を倒産から守ることを目的としています。通常の CIRP とは異なり、PPIRP は債務者所有モデルを採用し、経営権を破綻処理の専門家に移管することなく、取締役会を維持します。そのような特徴的な構造にもかかわらず、2023 年 9 月時点において、申請が認められたのは 6 件のみであり、Amrit India Limited (18.79% 回収)、Sudal Industries Limited (33.2% 回収)、Shree Rajasthan Syntex Limited (37.55% 回収) の 3 件が承認され、1 件が取り下げられ、2 件は未だ係争中です。

インド原価計算協会 (Institute of Cost Accountants of India's Insolvency Professional Agency) は、このような限定的な対応は、金融機関が PPIRP の発動を躊躇していることに起因している可能性があるとして指摘しています。注目すべきは、PPIRP では、債権者は早期にヘアカットの可能性を知ることができるものの、CIRP では、ヘアカットの程度は後の段階で明らかになり、債権者は比較的有利な再建計画を予想する点です。

倒産処理分野におけるテクノロジーの活用

To address the issue of delays in admission of insolvency applications, the Code now recognizes the Record of Default (RoD) from an Information Utility (IU) as evidence of debt and default, aiding the NCLT in deciding on insolvency proceedings. The Code mandates the submission of RoD as evidence of default in CIRP initiation applications. The National E-Governance Services Ltd. (NeSL), the sole IU, has issued approximately 112,017 RoDs to support the insolvency ecosystem by the end of September 2023.

旧法に対する法の有効性

CRISIL が 2023 年 11 月に発表した報告書によると (記事は[こちら](#))、回収率は他の制度を上回り、平均 5~20%となっています。これは、貸金業者が会費を回収するための最も効果的な手段であることを浮き彫りにしています。720 件の CIRP が CD と債権者の和解により取り下げられており、さらに、9 兆 3,300 億インドルピー (約 1,124 億 2,000 万米ドル) 2 万 6,000 件の申請が、認可前に取り下げられています。

主な判決と改正

不動産事案の成果向上

2023 年 9 月時点において、不動産セクターの CIRP 受理件数は 1,482 件となっており、全体の 21%を占めています。しかし、これらの事案のうち、再建計画が成功したのはわずか 121 件であり、清算が認められたのは 404 件でした。CIRP における不動産セクターの存在感は大きいものの、その特殊性から、CD の倒産処理は大きな課題となっています。

法は、不動産プロジェクトにおける割当予定者の金融債権者としての地位を明確化し、債権者委員会 (CoC) の中核的存在としていますが、時として、彼らの多様な利害が CIRP のスキームと一致しないことがあります。銀行や金融機関とは異なり、これらの不動産割当予定者は、通常、破産手続きによる部分的な払い戻しよりも、不動産の所有権を得ることを優先します。割当予定者の利益を保護するために、「逆 CIRP」 (記事は[こちら](#)) や「結合 CIRP」 (記事は[こちら](#)) など、CIRP を不動産セクターの性質に適合させるための司法的実験が、いくつか行われてきました。

Mist Avenue Pvt. Ltd. v. Nitin Batra & Ors.において、NCLAT は、共通の不動産プロジェクトに関連する 3 つの企業体の共同 CIRP を求める、法に基づく共同申請の維持可能性についての裁定を下しました。NCLAT は、当該共同申請を支持し、3 つの企業体は相互に関連しており、プロジェクトを確実に解決し、割当予定者の損失を防ぐため、CIRP に含める必要性を強調しました。当該判決は、不動産プロジェクトに起因する複雑な問題に対する現実的な解決策を見出すという破産法廷のコミットメントを示すものです。

インド最高裁判所は、Vishal Chelani & Ors. v. Debashis Nanda において、法に基づく倒産手続きにおける住宅購入者の地位を明確にしました。2016 年不動産 (規制及び開発) 法 (RERA) に基づく判決に関わらず、全ての住宅購入者は、倒産手続きにおいて金融債権者として扱われるべきであり、異なる扱いを受けることはできないとの判決を下しました。この画期的な判決は、住宅購入者の金融債権を取り扱う際の公平性と公正性を保証し、インドにおける同様の事案の取り扱いに重要な先例を示すものとなっています。

最高裁判所、個人保証人の破産に道を開く

2018年破産倒産法（第二次改正）の制定とそれに続く2019年11月15日付S.O.4126号通達により、CDに対する手続が開始されていない場合でも、債権者は個人保証人に対して倒産手続を開始することができるようになっていきます。

2023年9月時点で、合計2,289件のPGIRP（Personal Guarantors Insolvency Resolution Process）の申請があり、282件が受理されています。これらPGIRPのうち、90件が成功裏に終了し、21件の返済計画が承認されています。債権者は9億1,270万ルピー（約1,100万ドル）を回収し、これは認容された債権の5.22%です。

最高裁判所は、Surendra B. Jiwrajika v. Omkara Assets Reconstruction Pvt. Ltd.において、PGIRPに関連する法規定（第95条から第100条）の合憲性を支持する画期的な判決を下しています。判決では、これらの規定の法的有効性を争う384件の申立が棄却され、申立人らは、個人保証人には破産手続開始前に弁明する機会が与えられていないと主張しました。しかし、最高裁判所は、破産申立が認められる前に個人保証人に審問の機会を与えないことを理由に、これらの規定を違憲とみなすことはできない、と判断しました。

法に基づく和解条項違反の効果

和解条項違反による撤退後のCIRP復活の問題は、様々なNCLTで相反する判決が巻き起こっています。目下の問題は、和解条項違反の場合、CIRPは自動的に復活するのか、それとも債権者は法に基づき新たな申請を行わなければならないのか、という点にあります。IDBI Trusteeship Services Ltd. v. Nirmal Lifestyle Ltd.におけるNCLATの判決では、和解条項がそのような形での復活を認めている場合には、破産申立が復活する可能性があるとして、論争に決着をつけました。

モラトリアム期間外の石油リース資産

2023年6月14日、インド企業省（MCA）は、1948年油田（規制および開発）法が適用される取引、取決め、または契約に参与するCDに影響を与える通達を発表しました。これは、CIRP中の会社がリースしている石油資産は、同法によるモラトリアムという保護の盾を享受できなくなる、というものです。背景には、石油セクターの重要な国家資産が、CIRPの間、活動停止状態のままにならないようにするための根拠があるようです。この動きは、石油セクターの経済的重要性を強調し、さまざまな経済活動にとって重要なプロジェクトのシームレスな継続を促進することを、目的としています。

航空会社倒産における航空機賃貸人の救済

2023年10月3日、MCAは、航空機、航空機エンジン、機体、ヘリコプターに関わる取り決めを、法によるモラトリアムの対象外とする旨の通達を発表しました。これは、世界の航空業界がGo Airlines（India）Ltd.（Go First）のCIRPを強く批判したことに起因するものと思われます。

CIRPにおいて、航空機リース業者は、モラトリアムが移動設備に関する国際権益に関するケープタウン条約に基づく権利と矛盾することに懸念を示しました。当該不一致は、賃借人・債務者の破産中に債権者・賃借人がリース航空機を取り戻す権利にあります。法におけるモラトリアムでは、CIRP期間中の資産の差し押さえは禁止されていますが、ケープタウン条約では、債務者は倒産関連の事象から60日以内に航空機を賃貸人

に返還することが義務付けられています。当該齟齬は、Go First の外国賃貸人にとって問題となり、航空機を取り戻す能力の妨げとなっていました。今回の MCA の通達は、インドがケープタウン条約の義務に沿うことを約束したことを示すものでした。

回避申請 - 曖昧さの解消

法の下、破綻処理専門家・清算人は、NCLT に否認申請を提出することで、回避可能な取引（優先取引、過小評価取引、詐取引、恐喝取引）を特定し、これを取り消すことが義務付けられています。過去に、デリー高等裁判所のシングルベンチは、NCLT は破綻処理計画承認後、このような申請を決定する管轄権を欠いているとの判決を下しました。しかし、TATA Steel BSL Ltd. v. Venus Recruiter Pvt. Ltd.において、CIRP 承認後も否認申請は継続可能であるといった判断が示され、プロモーター等への不当な利益を防止する必要性が強調されました。

Arvind Garg, Liquidator of Carnation Auto India Pvt. Ltd. v. Jagdish Khattar & Ors.,において、CD の死亡取締役の法定代理人を、回避可能取引に関する手続きに参加させることができるか否かという興味深い論点が生じています。NCLAT は、取締役の未亡人が故取締役の遺産を所有しており、法定相続人であることを考慮し、取締役の法定代理人としての参加を認めました。本判決は重要な先例となり、管財人が不正流用された資産を回収し、CD に資金を返還する際の一助となります。

法は、CD による租税回避取引を調査するための「ルックバック期間」を定めています。当該期間は、関連当事者との取引については2年間、それ以外については1年間です。しかしながら、詐欺的取引については、本規定に遡って調査する期間は定められていません。通常、制限期間が定められていない場合、1963 年制限法の下で3年以内に訴訟を起こすことができます。Mr. Thomas George v. K. Easwara Pillai and Others,において、NCLAT は、法の下、詐欺的取引には3年の制限期間は適用されないとの判決を下しました。管財人は、詐欺的取引について、CIRP の開始から3年を超えての調査が可能です。

破産倒産法第 65 条は、CIRP を不正に開始した者に対して、最高 1,000 万ルピーまでの罰則を課すことで、申請悪用の可能性に対処しています。重要な争点は、CIRP の開始申請が NCLT で受理されるまでの期間中に、第 65 条が適用されるかどうかがありました。Ashmeet Singh Bhatia v. Sundrm Consultants Pvt. Ltd. and Anr.において、NCLAT は、CIRP 申請が NCLT に認可申請中であっても第 65 条は適用され、不正な CIRP 開始は「認可」前であっても争うことができることを明らかにしています。

最高裁判所、法に基づく時間的制約のあるプロセスを重視

RPS Infrastructure Ltd. v. Mukul Kumar & Anr.において、最高裁判所は、CoC による再建計画の承認後に提出された請求は受理できないことを強調しました。本判決は、債権者主導の期限厳守の破綻処理プロセスという法の目的を補強するものです。

Eva Agro Feeds Pvt. Ltd. v. Punjab National Bank における最高裁判所の判決は、法の下における清算人の権限と責任に重大な影響を与えるものでした。当該案件は、CD の清算過程における競売の中止をめぐるものであり、清算人の裁量と最高入札者の権利に疑問を投げかけました。最高裁判所は、清算人は理由を示さずに競売を取り消すことはできないとし、熟慮された意思決定プロセスの重要性について述べました。そのよう

な行為は不必要な出費を招き、競売プロセスの信頼性を損なう可能性があるためです。当該判決は、清算人は法の枠組みの中で活動し、法を遵守しがらずすべての利害関係者の利益のために職務を遂行しなければならないという考えを補強するものとなっています。

判決の「リコール」権

Union Bank of India v. T. Venkatasubramanian and Others において、NCLAT の 5 名からなるベンチは、破産法廷、すなわち NCLT と NCLAT の過去の命令を罷免する権限について、明確にしました。当該判決により、倒産法廷も司法機関と同様に、自然正義の原則に違反した命令を罷免する固有の権限を有することが立証され、明確になりました。最高裁判所は、Union Bank of India v. Financial Creditors of M/s Amtek Auto Limited & Ors. において、NCLAT の見解を支持しています。

CIRP プロセスの改正

2023 年 9 月 18 日、IBBI（法人破産者向け倒産処理手続）（第二次改正）規則が導入されました。改正の内容は以下の通りです。

1. CIRP 開始申請において債権者から求められる詳細情報
2. 管財人が資産と記録を管理するための手順
3. 債権者による債権届出期限の延長
4. 認定代理人の役割と手数料の強化
5. 委員会が承認した CD の監査
6. 手続きスケジュールの同期
7. 関心表明募集の変更
8. 管財人が提出するコンプライアンス証明書に CoC 議事録を含めること
9. 債権者による債務譲渡の詳細の迅速な開示

最高裁判所、CIRP 期間中の MSME 登録に関する法律を明確化

MSME は数十年にわたりインド経済において不可欠な役割を果たし、特に半都市部や農村部における起業家精神を育んできました。2017 年、法に第 29A 条が挿入され、CD のプロモーターなど、CD の再建計画を提出する資格のない個人の基準が概説されました。その後、2018 年、同法に第 240A 条が導入され、MSME CD は第 29A 条による一定の制限から除外されました。その結果、MSME CD のプロモーターは、同 CD の破綻処理計画を提出する資格を有します。

しかしながら、2021 年に NCLAT が下した Digamber Anand Rao Pingle v. Shrikant Madanlal Zawar & Ors. における判決は、CD の元発起人・取締役は、CIRP 期間中に MSME 登録を取得することにより 29A 条の不適格を回避することはできない、とされました。

当該判決は、2023年の Hari Babu Thota において最高裁判所によって覆され、CIRP 期間中に MSME 登録を取得した場合でも、MSME CD のプロモーターは再建計画を提出する資格があることが確認されました

2024 年へのウィッシュリスト

破産申し立て-認可か不認可か

法は、金融債権者が債務不履行を理由に債務者に対して破産を開始することを認めています。2022 年、最高裁判所は、Vidarbha Industries Power Ltd. v. Axis Bank Ltd.において、CD の財務健全性に基づき債権者の申請を却下する裁量を NCLT に導入しています。

しかしながら、M. Suresh Kumar Reddy v. Canara Bank and Others において、最高裁判所は、Vidarbha Industries Power Ltd. v. Axis Bank Ltd.の判決を区別し、弁済期を迎えても債務が弁済されない場合、CD 側の債務不履行となり、同法に基づく倒産手続きの開始が必要である、と判示しました。これらの判決は不確定要素を含んでおり、破産申請の承認基準に関する論争を明確にし、決着をつけるため、最高裁判所による決定的な決議が推奨されます。

法定請求権は被担保債権者と同等か？

最高裁判所は、State Tax Officer v. Rainbow Papers Ltd. (Rainbow Papers) において、2003 年グジャラート付加価値税法 (GVAT 法) に基づき発生した税金の請求について、政府に有利に設定された「担保権」によって、税務当局、すなわち政府は法の下で「被担保債権者」であるとの判決を下しました。再建案が政府に対する法定納付金を除外している場合、法の規定に適合しているとは言えず、そのため政府に対する拘束力はない、と判示しました。最高裁判所は、Sanjay Agarwal v. State Tax Officer において、Rainbow Papers に対する再審査請求を棄却しています。

しかしながら、Paschimanchal Vidyut Vitran Nigam Ltd. v. Raman Ispat Pvt. Ltd.において、最高裁判所は、同規定は 2003 年電力法の規定に優先する、との判決を下しています。同法の規定は、被担保債権者に支払うべきものを、政府に支払うべきものよりも高い地位に置くものです。同裁判所はまた、State Tax Officer v. Rainbow Papers Ltd.の判決は、その特定の事実に限定されていると指摘しました。これにより、様々な不確実性が増しており、法による介入がなければ、進行中や完了した清算が混乱に直面することになるでしょう。

グループ倒産 – 適応の必要性

多くの企業が、子会社や関連会社とともに事業を展開し、複雑な経済的結びつきを有しています。現行の法的枠組みの下では、こうした複雑な問題を解決することが、遅延の原因となっています。2023 年 1 月、MCA は、グループ倒産手続きのための法改正を提案するディスカッション・ペーパーを発表していますが、それ以上の措置は取られていません。Videocon Group のような CD の破綻処理プロセスにおいて、グループ破産の枠組みの必要性が明らかになっていることから、法の下、グループ倒産ストラクチャーを導入する必要性があると考えられます。

国境を越えた倒産 - 待機ゲーム

今日のグローバル経済では、企業は国境を越えて事業を展開し、資産や債権者が多くの国に所在するため、破産手続きに課題が生じています。インドにおける現行のクロスボーダー倒産法の枠組みは、法第 234 条と第 235 条に規定されており、二国間協定に依存しています。UNCITRAL モデル法をパート Z として法に組み込む提案や、2020 年に規則草案が公表されていますが、2023 年末現在、未だ未採択の状況です。

インドとオランダで同時に破産手続きに直面した Jet Airways (India) Limited の事案では、特に CD が国境を越えて資産を保有するシナリオにおいて、既存の枠組みの制約が明らかになりました。当初、ムンバイの NCLT は、オランダとの二国間協定がないことを理由に、オランダの裁判所の管轄権を却下しました。しかしその後、NCLAT はこれを覆し、インドとオランダの間で、破産手続きにおけるそれぞれの役割を定めた議定書を認めることで、国境を越えた協力の可能性を強調しました。国境を越えた倒産処理の枠組みは、インドが海外資産を持つインド企業に生じる問題に対処することを可能にし、またその逆も可能にします。クロスボーダー倒産法の導入は、世界的に成熟した制度と肩を並べることで、同法に画期的な変化をもたらすでしょう。

07

TAXATION



2023 年は、インドの直接税の観点から、注目すべき年となりました。関連する諸判決は、納税者に多大な影響を与えるものであり、有益なものもあれば不利なものもあります。また、2023-24 年度連邦予算では、1961 年所得税法（IT 法）の一部条項が改正され、納税者、特に非居住納税者への影響が予想されます。間接税の観点からは、物品サービス税（GST）審議会が、ついに GST 審判所設立への道を開きました。オンラインゲームや人材派遣に関する GST は、所得税局からの理由通知、納税要求、通達等が相次ぎ、引き続き火急の課題となっています。2023 年 4 月 1 日、2023 年対外貿易政策（FTP）2023 が発表されましたが、過去の FTP がコロナウイルスによるパンデミックの影響で延長されていたこともあり、待ち望まれていたものでした。今回の記事では、納税者に継続的に影響を与えるトピックに関する最新情報について、取り上げています。

直接税

最恵国待遇を認める議定書は、通告の発行が前提条件となる

インドが経済協力開発機構（OECD）加盟国と締結した様々な二重課税回避協定（DTAA）に含まれる最恵国待遇条項（MFN 条項）に具体的に言及した、条約解釈に関する最高裁判所の判決は、納税者に広範囲に及ぶ影響を与えるものとなりました。

IT 法第 90 条 1 項に基づく通達は、DTAA または関連する DTAA の下で発行された議定書（最恵国待遇条項など）を有効にするために必要な条件であり、第三国に対して拡張された有益な条項の恩恵を求めるものです。また、インドとの DTAA 締結時に第三国が OECD 加盟国であった場合に限り、最恵国待遇条項を適用することができます。判決は、最恵国待遇条項の解釈、条約上の特典の適用可能性を再定義するものであり、インド所得税局からの監視が強化されることは間違いないでしょう。

今回の判決は、各 DTAA の解釈に影響することが確実視されており、最恵国待遇条項を適用する企業や個人は注意が必要です。加えて、未決の評価にも影響を与えることが予想されるため、期間が許す限り、再評価手続が開始される可能性があります。

アームズ・レングス・プライス（ALP）の決定は、高等裁判所の精査対象となり得る

最高裁判所は、移転価格に関する裁定方法に関する判決を下しました。ALP が審判所において決定された場合、その決定が最終的なものであるのか、高等裁判所が ALP を再決定することができるのか、が争点でした。納税者側は、ALP の決定は事実審理であり、その判断に過失がない限り、実質的な法律問題は生じないと主張しました。また、事実認定は、(i) 証拠がない場合、(ii) 当該認定に至る間に関連する許容される証拠が考慮されなかったかまたは許容されない証拠が考慮された場合、(iii) 証拠を評価する際に法的原則が適

用されなかった場合、(iv) 証拠が誤読された場合、のいずれかに該当する際に実質的な法律問題を引き起こす可能性がある、と主張しました。

ALP の決定が関連規定やガイドラインに反して行われた場合、その決定は曲解されたものとみなされ、曲解そのものが法律の実質的な問題であると言えます。ALP の決定が高等裁判所で争われた場合、高等裁判所は、ALP が関連ガイドラインを考慮して決定されたか否かについて検討することができます。すなわち、審判所が ALP を決定した場合、その決定が最終的なものであり高等裁判所による審査対象にならないといった絶対的な法律命題は存在しません。

ALP の決定は、膨大なデータに基づく事実調査です。高等裁判所がこのような作業を行うことは、係争中の案件を増加させ、訴訟全体のスケジュールを遅延させ、納税者に不利な影響を及ぼすことが予想されます。

租税居住証明書 (TRC) は租税条約上の恩恵を要求するために決定的なものであり、所得税局は同証明書についての質問することはできない

2023 年は、TRC の最終的な位置付けを再確認する年となりました。IT 法では、非居住者が TRC を提出した場合、DTAA 条項に基づいてインドでのキャピタルゲインの非課税を主張することができます。2023 年初頭、デリー高等裁判所は、インド・シンガポール間の DTAA に関して、所得税局は、他国が発行した TRC は租税条約上の適格性を主張し、非居住者の居住状態を証明する十分な証拠であるとして、これを疑問視することはできない、と判示しました。裁判所は、当該見解に至るにあたり、最高裁判所の判決や中央直接税委員会 (CBDT) の通達に依拠しています。同様に、インド・モーリシャス間の DTAA に関して、ボンベイ高等裁判所は、違法性や不正が主張・立証されない限り (本件では立証されていない)、TRC は租税条約上の利益を主張するための決定的な証拠である、との立場をとっています。

デリー高等裁判所の判決は、2023 年において、様々な事例において追認されています。TRC の最終的な位置付けが確定されることにより、インドの税制に対する外国人投資家の信頼が回復することは間違いありません。最高裁判所は、Blackstone 事件においてデリー高等裁判所の裁定を留保しています (現在、再審議が提案されています)。過去には、最高裁判所が租税条約上の利益を主張するために TRC の有効性を支持していたこともあり、今回の問題がどのような形で決着するのかは、興味深いところです。

配当分配税 (DDT) の課税対象となる配当は、租税条約の税率優遇措置を受けることができない

非居住者株主への配当金に関して、IT 法 115 条 O 項 (DDT に適用される規定) に規定の税率を適用すべきか、租税条約に基づく軽減税率を適用すべきかは、これまで不明瞭でした。当該問題について、デリー高等裁判所⁹⁵とコルカタ裁判所⁹⁶は、納税者に有利な判決を下しました。ムンバイ審判所は、当該決定は誤りであるとして疑義を呈し、特別法廷に付託されました。

特別法廷における第一の争点⁹⁷は、DDT が国内企業に対する税金なのか、株主に対する税金なのか、それとも株主に代わって支払う税金なのか、ということでした。特別法廷では、ボンベイ高等裁判所⁹⁸の判決および 115 条 O 項 (この規定はそれ自体が完全な法典であり、受取人の代わりに税金を差し引く源泉徴収規定の特徴はないとされている) を尊重し、DDT は会社の利益に対する税金であり、株主の手元に残るものでもなければ、株主の代わりに国内企業が支払う税金でもない、とされました。

第二の争点は、租税条約の規定を有効にするために、DDT の文脈において二重課税が存在するかどうか、というものでした。これに関して、特別法廷は、租税条約は受益者の視点から見たものであり、従って、租税条約の恩恵を受けるためには、非居住者はインドで課税されるべきである、としました。しかしながら、現在のシナリオでは、DDT はインドの居住者である会社の所得に対して課税されるものであり、株主のために支払われる税金ではありません。このような場合、インド・ハンガリー間租税条約に規定されているような特別な規定が両締約国間で合意されない限り、DDT を支払う国内企業は租税条約の領域には入りません。

DDT は 2020 年から廃止されていますが、今回の裁定は、租税条約上の優遇措置を求めて過剰な DDT 還付を請求している納税者に影響を与えることが予想されます。

ロイヤリティと技術サービス料 (FTS) に対する税率の引き上げは、非居住者に不当な結果をもたらす

One of the key amendments in the Finance Act, 2023 impacting non-residents was increasing the rate applicable to taxation 非居住者に影響を与える 2023 年財政法の主な改正点の一つに、ロイヤリティと FTS の課税に適用される税率の引き上げがあります。本改正により、税率が 10% から 20% に引き上げられました。殆どの DTAA において、ロイヤリティと FTS に適用される一般税率は 10% であるため、非居住者はこれらの収入源について DTAA による恩恵を受ける必要はありませんでした。DTAA を申請しない場合、非居住者は、(ロイヤリティと FTS のみが唯一の所得源であり、適切な税金が源泉徴収されている場合) 所得申告書の提出や、PAN (Permanent Account Number) の取得、DTAA の恩恵を申請するための関連書類の提出など、IT 法に基づく様々な手続きを行う必要はありませんでした。

しかしながら、今回の改正により、非居住者や外国企業は、DTAA に規定された軽減税率の恩恵を申請することになります。これは、追加のコンプライアンス負担 (TRC、Form 10F、恒久的施設証明書書の提出、PAN の取得、所得申告書の提出など) と、所得税局 (ITD) による調査リスクをもたらすこととなります。また、非居住者は、ITD が発動する可能性のある様々な租税回避防止規定について認識しておく必要があります。本改正は、非居住者や外国企業に負担を強いるだけでなく、納税者間でグロスアップが合意されている場合においては、居住者に対しても同様に厳しいものとなります。

非上場会社の場合、非居住者からの受領であっても、公正市場価値 (FMV) を超えるプレミアムは課税対象となる (エンジェル税制)

株式プレミアム課税 (第 56 条 (2) (viib)) は、一般的にエンジェル税制として知られており、非上場のインド企業が FMV を超える株式発行対価を受け取った場合に課税される税金です。この規定は 2012 年に導入され、居住者株主から受領した株式プレミアムにのみ適用されていました。しかし、2023 年財政法により、この規定は非居住者株主から受け取る株式対価にも適用されるようになりました。すなわち、非上場のインド法人が FMV を超える株式発行対価を受け取っている場合、その超過額はインド法人の所得とみなされ、適用される法人税率で「その他の源泉からの所得」として課税されることとなります。

非居住者に対する株式プレミアム条項の適用は、インド国内企業にとって評価上の懸念をもたらす可能性があります。現行の為替管理規制では、非居住者への株式の発行は FMV 以上の価格で行う必要があり、FMV を下回る株式の発行はできません。一方、IT 法では、FMV を超えて株式を発行した場合、国内企業は課税

対象となります。IT 法上の評価と為替管理規制上の評価は、両法律のコンプライアンス確保のためにも、整合させる必要があるといえます。

CBDT は、(i) DPIIT (Department for Promotion of Industry and Internal Trade) に正規に登録されたスタートアップ企業 (必要な条件を満たす)、(ii) 政府関連投資家、特定の銀行、特定法域からの特定の非居住者投資家などに対しては当該規定を適用しないとする通達を出しています。また、追加の評価方法に関する規則も追って発出されました。

オンラインゲーム収入に対する課税

オンラインゲームは、近年の人気により、参加者が大幅に増加しています。賞金に対して適切に課税がなされるようにするため、司法当局はオンラインゲーム取引を対象とする独立した所得税制度を導入する必要性を感じていました。2023 年財政法により、IT 法に第 115BBJ 条と第 194BA 条が導入されました。第 115BBJ 条によると、納税者の総所得にオンラインゲームの賞金による所得が含まれる場合、その所得は 30% の税率で課税されます。「オンラインゲーム」とは、「インターネット上で提供され、ユーザーが通信機器を含むコンピュータ資源を通じてアクセスできるゲーム」を意味します。この定義は適用範囲が広く、インターネット上で行われるあらゆるゲームがオンラインゲームの範囲に含まれます。

課金規定に対応する形で、源泉徴収規定も IT 法に導入されました。第 194BA 条において、賞金による所得を支払う責任を負う者は、正味の賞金に対して適用される税率で源泉徴収することが義務付けられています。また、現物での賞金についても規定が設けられ、納税の確認責任が支払者に課せられています。「個人」に非居住者が含まれるか否かが不明瞭な状況であるため、非居住者が不当な結果に直面しないよう、当該規定にはさらなる明確化が必要です。

CBDT は、課税と源泉徴収規定のための「正味賞金」の計算規則も通達しています。

自由化送金スキーム (LRS) に関する源泉徴収税 (TCS)

最近、IT 法の継続した拡大の下、TCS⁹⁹の適用可能性が高まっています。TCS の範囲には様々な取引が含まれており、その内の 1 つが LRS 送金に対する TCS です。LRS 送金に対する TCS は 2020 年に導入され、TCS 税率は 5% (送金額が 0.7 百万ルピーを超える場合) です。教育目的のローンからの送金には、例外が設けられています (TCS 率 0.5%)。2023 年財政法では、TCS 税率が 5% から 20% に引き上げられ、教育または医療目的の送金を除き、0.7 百万ルピーという基準は撤廃されました。

当該基準の撤廃が不当な結果を招くことを考慮し、CBDT は基準撤廃を撤回する旨の通達を出しています。最終的な LRS に関する TCS 税率の改定は、以下の通りです。

Nature of payment	Applicable rate
LRS for education financed by loan obtained from a financial institution	Nil up to INR 7 lakh 0.5% above INR 7 lakh

LRS for education (other than financed by a loan) or medical treatment	Nil up to INR 7 lakh 5% above INR 7 lakh
LRS for any other purpose (other than purchase of overseas tour package)	Nil up to INR 7 lakh 20% above INR 7 lakh

また、2000年の外国為替管理（当座取引）規則の改正により、海外でのクレジットカードの利用もLRSの適用範囲となりました。ただし、当該改正の実施は延期されています。

間接税

オンラインゲームのGST

オンラインゲーム業界における重要な進展として、2023年7月11日に開催された第50回および8月2日に開催された第51回会合において、GST審議会が、利用者が最初にベットした額面金額（当選金額からのベットは除く）に対して28%のGST課税を行うとしたことが挙げられます。この改正により、GST法は「チャンスゲーム」と「スキルゲーム」の区別をなくし、すべてのオンラインゲームに一律の税率を適用することになりました。これは、スキルベースのゲームに関連するプラットフォーム手数料に18%のGSTが適用され、ベッティングやギャンブルを含むその他のオンラインゲームには28%のGSTが適用されていた従来の税制とは異なるものです。当該変更により、オンラインゲーム会社のGST支出は大幅に増加し、価格設定や料金体系、全体的な運営モデルの見直しが必要となりました。

前述の改正が提案され、実施される以前から、GST当局はいくつかのオンラインゲーム会社に対し、提供されるゲームの主な性格が「チャンスゲーム」であることを理由に、28%という高いGST税率が適用されるとした理由通知を出し始めていました。改正後、GST当局の当初の見解では、改正はあくまで明確化であり、改正された規定は2023年10月1日より前の期間にも適用されるとしていましたが、理由通知の発行の勢いは増しています。ただし、インド財務大臣が、これらの改正は前向きなものであり、2023年10月1日からしか適用されないことを明らかにした点は歓迎すべき動きでしょう。最終的に、過去の期間に対する課税は、Gameskraft社の問題で提起された申立てにおいて、最高裁判所が決定することになるでしょう。1兆ルピー（約120億ドル）以上の請求に相当する理由通知が出され、インド全土の様々な高等裁判所で争われていることが推測されます。

従業員の出向に関するGST

インドでは、従業員や駐在員の出向/派遣/貸与に関するGSTの適用が問題となっており、インドに進出している多国籍企業数社に対して、理由通知が発出されています。GST当局による調査の強化は、出向者の給与が海外の親会社に払い戻される場合、従業員の出向に関わる取引に（リバースチャージメカニズムの下）サービス税が課せられるとした2022年5月の最高裁判所の判決に基づくものです¹⁰⁰。本判決は、サービス税制（GST以前）に関するものですが、その意味するところは現行のGST制度にも十分に当てはまります。本判決に基づき、所得税局は出向契約を結んでいる外資系企業の様々なインド子会社に対し、理由通知を出しています。

GST 当局が、事実関係や最高裁判所の判決との類似性を評価することなく、理由通知を発行し、「期限の延長」を発動しているという事実を強調するため、財務省に対して複数の陳情が提出されています。

CBDT の GST 政策部門は、これらの意見に留意する形で、2023 年 12 月 13 日付で No.05/2023-GST (Instructions) ¹⁰¹を発行しました。同指針は、GST 当局が出向取引の課税可否について調査/裁定を行う際に、以下のような見解/指針/指示を示すものです。

1. 最高裁判所は、特異なテストに依存するのではなく、それぞれの具体的な取り決めにおける独自の特徴に基づいて検討を行う。
2. 出向契約には複数の種類があり、出向契約ごとに、契約の具体的な性質や契約に付された条件によって、税務上の影響が異なる場合がある。
3. 判決は、すべてのケースに機械的に適用されるべきではない。
4. 各ケースにおける調査は、海外企業とインド企業との契約条件など、個別の事実関係を慎重に検討する必要がある。
5. 「期限の延長」は、単に GST の不払いを理由にすることはできない。
6. 調査によって詐欺、故意の虚偽記載、事実の隠蔽という重大な要素が示された場合に限り、「期限の延長」を発動することができる。
7. 詐欺、故意の虚偽記載、事実の隠蔽の証拠は、表示理由通知の一部とすべきである。

当該指針は歓迎すべき前向きな一歩です。指針に沿った適切な運用がなされれば、様々な表示理由通知は閉鎖され、訴訟の長期化を避けることができるでしょう。

個人保証および法人保証に対する GST の賦課に関する明確化

GST 審議会は、2023 年 10 月 7 日に開催された第 52 回会合で、個人・法人保証に対する GST 賦課に関する評価ルールとその他の明確化を勧告しました。

取締役による個人保証について、インド準備銀行 (RBI) は、個人保証を提供するための取締役への直接的・間接的な支払いを禁止しており、取引には対価は含まれません。しかし、無対価の供給であっても、関連当事者間であれば供給とみなすことができます。2023 年 10 月 27 日、Central Board of Indirect Tax and Customs は、会社が取締役に代わって銀行/金融機関に個人保証を提供するために、直接・間接を問わず、いかなる形でも取締役に対価が支払われない場合、当該取引/供給の公開市場価格はゼロとして扱うことができ、従って GST は支払われないとする明確な見解を発表しています。ただし、個人保証を提供した後、当該取締役が経営陣との関係を失った場合には、当該取締役に支払われた報酬は GST の対象となります。

持株会社が子会社に提供する企業保証に関する GST も、特に課税可能性と評価側面に関して、切実な問題でした。GST 審議会の勧告を受け、最近 (2023 年 10 月 26 日発効)、中央財サービス税規則 2017 の第 28 条が改正され、サービス供給の評価原則が規定されました。当該改正により、企業保証の提供は、提供された保証の 1%または実際の対価のいずれか高い方の金額で評価され、GST が課税されることとなります。この

評価原則は、サービス受領者が全額前段階税額控除を受けられるか否かに関わらず適用されます。これは、前段階税額控除が利用できない特定の業種にとっては、コスト増となるものです。

物品サービス税審判所（GSTAT）の設立

2023年9月、財務省は、インドの28州と8連邦直轄領に待望のGSTAT31ベンチを設置すると発表しました。GSTATは、GST法における二次提訴の場であり、中央と州間のGST問題に関する紛争解決のための最初の共通フォーラムです。GSTATは、GSTの下で発生する紛争の救済に統一性を持たせ、それによって類似の問題に対する複数の（矛盾した）判決を減らします。現在、納税者が利用できる方法としては、第一次上訴機関による不利な命令に対して、その命令を破棄するか、回収の停止を認めるよう要求し、高等裁判所（令状機構）に訴えることです。中央GST法に基づく上告件数は約14,000件（増加中）と推定されています。GSTATが機能し始めると（2024年頃）、裁決プロセスが迅速化され、繰り返し発生する訴訟問題に対し、税務上の確実性が提供され、上級裁判所の負担が軽減し、中央と州間の紛争解決に役立つことが期待されています。

LCD パネルの分類

CCE Aurangabad v. Videocon Industries Limited 事件において、インド関税法における液晶ディスプレイ（LCD）パネルの分類に関する重要な判決が下されました。判決によると、LCDは1975年関税定率法第85章ではなく、第90章に分類されるべきであるとされています。

これらのパネルが「テレビの部品」に分類されるべきか、それとも独立して考慮されるべきかという点が重要なポイントでした。所得税局はLCDパネルを「テレビの部品」に分類し、より高い関税を課そうとしました。しかし、被控訴人は、1975年関税定率法9013.8010に基づく独立した分類を主張しました。判決において、裁判所は、LCDはテレビやオーディオセット以外にも多様な用途があると述べたのです。重要なことは、所得税局が主張した第85章は、LCDに特に言及した第90章を明確に除外していたことです。同判決は、LCDの分類は、各章の見出しと一致していなければならないとし、その結果、所得税局が提案したHSN 8529の一般的な見出しに比べ、「LCDパネル」に言及している第90章の方がより具体的であると判断されました。裁判所は、具体的に規定されている見出しは一般的な見出しよりも優先されるべきであるとする一般的な解釈規則を適用したのです。

これは歓迎すべき判決であり、インドのIT・エレクトロニクス産業にとって重要な輸入品であるLCDの分類に関する重要な論争に終止符を打つものとなりました。

対外貿易政策 2023

商工省は待望であったFTP2023を発表しました¹⁰²。前回のFTPは2015年から20年までの期間でしたが、コロナウイルスによるパンデミックの影響で2023年3月まで延長されていました。FTP2023は、5年間の期限付きであった従来のFTPとは異なり、サンセット条項のないオープンエンドのものです。これにより、経済・貿易情勢の変化に対応し、必要に応じて修正や変更を加えることができます。FTP 2023は、以下4つの目標に基づいています。

1. 従来のインセンティブ・ベースの制度から減税ベースの制度への移行。FTP 2023 は、輸出企業の税負担を軽減することに重点を置き、単に金銭的インセンティブを提供するのではなく、世界貿易機関（WTO）の規範の下でも懸念される分野である。
2. 輸出を促進し、国際貿易におけるインドの商品とサービスの競争力を高めるため、州、地区、輸出業者間の協力を強化する。
3. 取引コストを削減し、e-イニシアチブを導入し、ビジネスのしやすさ指数を高める。
4. 電子商取引による輸出、輸出拠点としての地区の開発、SCOMET 政策の合理化などの新興分野に重点を置く。

FTP2023 では、保留中の認可を閉鎖するための 1 回限りの恩赦制度、「輸出優良都市」制度、インドからの商取引の可能化、事前認可と EPCG 制度の合理化など、いくつかのイニシアチブが導入されました。また、様々な承認にリスク管理システムを備えた IT システムの利用を強調し、ペーパーレス化とオンライン化を奨励しています。

製品の輸入関税引き上げに関する WTO の裁定

2019 年 4 月 2 日、欧州連合（EU）は、インドが携帯電話、集積回路から光学機器に至る様々な情報通信技術（ICT）製品に輸入関税を課していることに異議を申し立てました。当該異議申し立ては、特定の WTO 条項との矛盾から生じたものでした。その後、チャイニーズ・タイペイと日本も紛争に加わりました。

申立人らは、インドは 1994 年の関税貿易一般協定（GATT）における公約通り、当初は ICT 輸入に対する免税措置を堅持していたと主張しました。しかし、2014 年以降、インドは輸入関税を 20% にまで大幅に引き上げ、GATT 義務に違反しました。WTO は、当該違反がより不利な待遇、超過関税の賦課、不利な条件をもたらしたと判断しました。2023 年 9 月、WTO の紛争解決機関に対し、二国間協議が進行中であることを理由に、インドの輸入関税に対する裁定の採択を 2023 年 12 月まで延期する旨の要請が出されています。

これらの努力にもかかわらず、EU は 2023 年 12 月 7 日、報告書の採択を申請しました。これに対してインドは、2023 年 12 月 8 日に WTO に上訴を行いました。当該上訴は、インドと EU の間で 7 ヶ月間にわたる相互合意可能な解決策（MAS）の交渉が不調に終わった後に行われています。EU は MAS の一環として、特定の商品に対する関税の譲歩を求めていたが、インドはこれを受け入れられないと判断しました。

インドは、国内製造を促進し、安価な輸入品を制限するため、ICT 製品の輸入関税を引き上げていました。WTO の裁定が採用される可能性は、国内の ICT 産業に著しい影響を与え、国際的な ICT 製品の流入を増加させる可能性があります。しかし、WTO 上訴審は、メンバー人事をめぐる加盟国間の意見の相違により機能不全となっており、報告書の実施はインドの上訴が終了するまで保留されています。WTO の裁定が否定的な影響を与える可能性はあるものの、インドの産業界にただちに影響が及ぶことは考えにくいですが、動向については注視していく必要があるでしょう。

ENDNOTES

- ¹ World Bank, *Overview* (27 September 2023) , access [here](#)
- ² UNFPA, *What we do* (visited on 26 December 2023) , access [here](#)
- ³ BCG, *M&A Set to Pick Up in 2024 Despite Ongoing Headwinds* (26 October 2023) , access [here](#)
- ⁴ Business Standard, *M&A deals plummet to \$70.9 bn in 2023, down 63% from previous year's high* (17 December 2023) , access [here](#)
- ⁵ EY, *Private Equity Pulse: Five takeaways from Q3 2023* (25 October 2023) , access [here](#).
- ⁶ SP Global, *The Private Equity and Venture Capital Deal Landscape Q3 2023* (25 October 2023) , access [here](#)
- ⁷ Economic Times, *Inflows from private equity, venture capital funds to domestic companies plunge to \$27.9 billion in 2023* (27 December 2023) , access [here](#).
- ⁸ Grant Thornton, *Financial Services Sector Dealtracker* (2023) , access [here](#)
- ⁹ Inc 42, *The Big Moves Of 2023: A Look Back At The Biggest Acquisitions In The Startup Ecosystem* (01 December 2023) , access [here](#).
- ¹⁰ India Brand Equity Foundation, *Indian Chemicals Industry Analysis*, access [here](#)
- ¹¹ Mint, *Year-ender 2023: Top 10 mergers and acquisitions that are reshaping industries across India*, access [here](#)
- ¹² Business Today, *Nirma's acquisition of majority stake in Glenmark Life Sciences to make Glenmark Pharma debt-free*, access [here](#)
- ¹³ Grant Thornton, *Pharma and healthcare Dealtracker* (2023) , access [here](#).
- ¹⁴ Business Today, *Adani Group acquires majority stake in news agency IANS*, access [here](#)
- ¹⁵ Reuters, *Axis Bank closes Citi India deal at lowered price of USD1.41 billion* (01 March 2023) , access [here](#)
- ¹⁶ Reuters, *Temasek buys 41% stake in India's Manipal Health for \$2 billion* (10 April 2023) , access [here](#)
- ¹⁷ VCCircle, *BPEA EQT, ChrysCapital strike USD 1.3 Billion deal with HDFC Credila* (19 June 2023) , access [here](#)
- ¹⁸ India Global Business, *IGB Archive* (06 June 2019) , access [here](#)
- ¹⁹ Carlyle, *News Release* (10 January 2023) , access [here](#)
- ²⁰ Forbes India, *Explainers* (09 November 2023) , access [here](#)
- ²¹ btMAG, *Why corporate governance is the new buzzword in India's start-upecosystem* (19 February 2023) , access [here](#)
- ²² Outlook startup, *GoMechanic's New Founders secure \$6USD6 Million In Funds* (26 December 2023) , access [here](#)
- ²³ Nishith Desai, *Think Tank Recommendations on Corporate Governance for Indian Start-ups* (June 2023) , access [here](#).
- ²⁴ Ministry of Finance, *Notification* (24 May 2023) , access [here](#)
- ²⁵ MDPI, *Re-Thinking Data Strategy and Integration for artificial Intelligence: Concepts, Opportunities, and Challenges* (30 May 2023) , access [here](#)
- ²⁶ MIT, *Here's how to regulate artificial intelligence property* (visited on 20 December 2023) , access [here](#)
- ²⁷ European Parliament, *Headlines* (19 December 2023) , access [here](#)
- ²⁸ European Parliament, *Headlines* (19 December 2023) , access [here](#)

-
- ²⁹ Business Today, *No Regulations for Artificial Intelligence in India: IT Minister Ashwini Vaishnaw* (06 April 2023) , access [here](#)
- ³⁰ Niti Aayog, *Responsible AI* (visited on 20 December 2023) , access [here](#)
- ³¹ BBC, *Why are there so many deepfakes of Bollywood actresses* (22 December 2023) , access [here](#)
- ³² US Congress, *Deepfakes Accountability Act* (visited on 20 December 2023) , access [here](#)
- ³³ Ministry of Electronics and Information Technology, *Press Release* (07 November 2023) , access [here](#)
- ³⁴ US Congress, *Deepfakes Accountability Act* (visited on 20 December 2023) , access [here](#)
- ³⁵ Amitabh Bachchan v. Rajat Nagi & Ors, CS (Comm.) No. 819 of 2022
- ³⁶ Titan Industries Ltd. v. M/s. Ramkumar Jewellers, 2012 SCC OnLine Del 2382
- ³⁷ Anil Kapoor v. Simply Life India and Ors. CS (COMM) 652/2023
- ³⁸ Warren v. DSG Retail Ltd., [2021] EWHC 2168
- ³⁹ A Free and Fair Digital Economy Protecting Privacy, *Empowering Indians Committee of Experts under the Chairmanship of Justice B.N. Srikrishna* (2018) , access [here](#)
- ⁴⁰ Carnegie India, *How Would Data Localisation Benefit India?* (14 April 2021) , access [here](#)
- ⁴¹ World Economic Forum, *Data Free Flow with Trust: Overcoming Barriers to Cross-Border Data Flows, White Paper* (January 2023) , access [here](#)
- ⁴² METI, *Data Free Flow with Trust and Data Governance* (September 2019) , access [here](#)
- ⁴³ Section 16 of Digital Personal Data Protection Act, 2023
- ⁴⁴ RBI, *Storage of Payment System Data* (06 April 2018) , access [here](#)
- ⁴⁵ Ministry of Electronics and Information Technology, *Proposed Digital India Act* (19 March 2023) , access [here](#)
- ⁴⁶ World Bank, *Press Release* (29 June 2023) , access [here](#)
- ⁴⁷ Mint, *European Investment Bank eyes green hydrogen to add to India's renewables push* (04 December 2023) , access [here](#)
- ⁴⁸ The Economic Times, *Climate-tech startup Newtrace raises \$5.6 million in funding from Sequoia, others* (31 May 2023) , access [here](#)
- ⁴⁹ Rainmatter, *Climate*, access [here](#)
- ⁵⁰ Bloomberg, *India's EV Market Takes Off on \$10,000 Electric Cars* (03 November 2023) , access [here](#); Business Insider, *EVs hold investor attention even as startup funding drops sharply in H1 2023* (06 July 2023) , access [here](#)
- ⁵¹ Ministry of New and Renewable Energy, *Press Release* (07 December 2023) , access [here](#)
- ⁵² The Economic Times, *Tata Group signs \$1.6 bln electric vehicle battery plant deal* (02 June 2023) , access [here](#)
- ⁵³ The Economic Times, *Foxconn may set up EV factory in India this year* (16 June 2023) , access [here](#)
- ⁵⁴ Reuters, *Banks behind 70% jump in greenwashing incidents in 2023* (03 October 2023) , access [here](#)
- ⁵⁵ The Economic Times, *Three Adani firms lose endorsement of UN-backed climate group* (09 May 2023) , access [here](#)
- ⁵⁶ Global Governance Initiative, *The Problem of Greenwashing in India: Policy Review* (11 June 2023) , access [here](#)
- ⁵⁷ ASCI, *Draft Guidelines: Environmental / Green Claims* (2023) , access [here](#)

-
- ⁵⁸ RBI, *Framework for acceptance of Green Deposits* (11 April 2023) , access [here](#)
- ⁵⁹ Government of India, *Framework for Sovereign Green Bonds* (2022) , access [here](#)
- ⁶⁰ Monetary Authority of Singapore, *Singapore set to use AI to curb greenwashing in sustainable finance* (30 November 2023) , access [here](#)
- ⁶¹ European Union, *Questions and Answers: Corporate Sustainability Reporting Directive proposal* (21 April 2021) , access [here](#)
- ⁶² The Economic Times, *Breathe ESG raises Rs 2.6 core in funding led by 100X.VC* (14 November 2023) , access [here](#)
- ⁶³ Thomson Reuters Institute, *The 2023 State of Corporate ESG* (07 November 2023) , access [here](#)
- ⁶⁴ Ernst & Young, *Building supply chain sustainability that can drive revenues and reduce operational risks* (2022) , access [here](#)
- ⁶⁵ The Economic Times, *Supply chain financing startup Mintifi raises \$110 million in funding led by Premji Invest* (08 March 2023) , access [here](#)
- ⁶⁶ The Economic Times, *Biomaterials startup altM raises \$3.5 million in funding led by Omnivore* (07 September 2023) , access [here](#)
- ⁶⁷ Kroll, *New Kroll Study Shows Stronger Investment Returns for Companies with High ESG Ratings* (13 September 2023) , access [here](#)
- ⁶⁸ Cadwalader, *ESG Ratings: A Call for Greater Transparency and Precision* (24 October 2022) , access [here](#)
- ⁶⁹ Business Standard, *ES Ranganathan: India's Decision to Trade Carbon Credits Overseas Can Be a Ground-Breaking Solution for Achieving India's Climate Goals* (15 September 2023) , access [here](#)
- ⁷⁰ The Times of India, *Carbon credit export may be allowed, framework with Japan in offing* (04 August 2023) , access [here](#)
- ⁷¹ Climate Policy Initiative, *Landscape of Green Finance in India 2022* (10 August 2022) , access [here](#)
- ⁷² NITI Aayog, *Reimagining Healthcare In India Through Blended Finance* (February 2022) , access [here](#)
- ⁷³ McKinsey & Company, *What is Diversity, Equity, and Inclusion*, August 2022, access [here](#)
- ⁷⁴ World Economic Forum, *Global Gender Gap Report 2023*, June 2023, access [here](#)
- ⁷⁵ World Economic Forum, *Future of Jobs 2023*, May 2023, access [here](#)
- ⁷⁶ Climate Policy Initiative, *Landscape of Green Finance in India 2022* (10 August 2022), access [here](#)
- ⁷⁷ EY, *"Humans at the Centre of Sustainability Transformation"*, December 2023
- ⁷⁸ [World Economic Forum, Global Gender Gap Report 2023, June 2023](#)
- ⁷⁹ [Economic Times, India Inc Tailors Benefits to What Employees Want, 26 February 2023](#)
- ⁸⁰ [Economic Times, India Inc is Opening Up to Trans Rights: One Hiring at a Time, 09 April 2023](#)
- ⁸¹ [Economic Times, India Inc is Opening Up to Trans Rights: One Hiring at a Time, 09 April 2023](#)
- ⁸² [Axis Bank, Annual Report for the year 2022-2023](#)
- ⁸³ [Axis Bank, Annual Report for the year 2022-2023](#)
- ⁸⁴ <https://buffer.com/state-Buffer, State of-remote-work/ Remote Work 2023>
- ⁸⁵ [Economic Times, IT Companies Nudge Staff to Work From Office All Five Days, 03 October 2023](#)
- ⁸⁶ [Economic Times, India Inc Makes a Gig Shift in Hiring, 23 July 2023](#)
- ⁸⁷ [IndiaToday, Wipro Fired 300 People for Moonlighting: How Did The Company Catch These Employees, 12 October 2022](#)

-
- ⁸⁸ *Section 9, Delhi Shops and Establishments Act, 1954; Section 7, Punjab Shops and Commercial Establishments Act, 1958 (Haryana)*
- ⁸⁹ *Manager, Pyarchand Kesarimal Ponwal Bidi Factory vs. Omkar Laxman Thange and Ors. (AIR 1970 SC 823)* ; *Government of Tamil Nadu vs. Tamil Nadu Race Course General Employees Union (1993 I LLJ 977 Mad)*
- ⁹⁰ *Embee Software Private Limited v. Samir Kumar Shaw & Ors. (2012)* ; *FL Smidth Pvt. Ltd. v. M/s. Secan Invescast (India) Pvt. Ltd. (2013)* ; *Manipal Business Solutions Private Limited v. Aurigain Consultants Private Limited and Others (2022)* ; *Sudipta Banerjee and Ors. v. L.S. Davar & Company and Ors. (2022)*
- ⁹¹ [Binu Tamta & Anr Vs High Court of Delhi & Ors](#)
- ⁹² [The Quint, Hiring & Firing Bias: Indian Women Have It Worse Than Men During Tech Layoffs, 01 February 2023](#)
- ⁹³ [Act Grants, Women in Indian Start-up Ecosystem Report 2023, October 2023](#)
- ⁹⁴ [Economic Times, Startups Cut Over 28,000 Jobs in Jan-Sept 2023, 19 December 2023](#)
- ⁹⁵ *Giesecke & Devrient India Private Ltd. v. ACIT, [2020] 120 taxmann.com 338 (Delhi ITAT)*
- ⁹⁶ *DCIT v. Indian Oil Private Petronas Ltd., [2021] 189 ITD 490 (Kolkata ITAT)*
- ⁹⁷ *DCIT v. Total Oil India Private Ltd., [2023] 149 taxmann.com 332 (Mumbai ITAT)*
- ⁹⁸ *Godrej & Boyce Manufacturing Co. Ltd. v. Deputy Commissioner of Income-Tax & Anr., [2017] 394 ITR 449 (Supreme Court)*
- ⁹⁹ TCS is an additional amount collected as tax by a seller of specified goods from the buyer at the time of sale over and above the sale amount and is remitted to the government account
- ¹⁰⁰ *C.C.,C.E. & S.T. – Bangalore v. Northern Operating Systems Pvt. Ltd., Civil Appeal No. 2289-2293 of 2021 (Supreme Court)*
- ¹⁰¹ Central Board of Indirect Taxes and Customs, *Instruction No. 05/2023-GST* (13 December 2023, access [here](#)).
- ¹⁰² Ministry of Commerce & Industry, *Foreign Trade Policy* (2023), access [here](#)

免責事項：本資料は、法的な助言・意見を提供するものではなく、情報提供のみを目的とし、本資料に記載の内容を商業目的で使用することはできません。Acuity Law は、本資料の情報に不正確または不完全な内容が意図せず、もしくはその他のいかなる理由により含まれている場合に発生し得る損害・損失についても、一切の責任を負わないものとします。

LEADERSHIP



SOUVIK GANGULY

MANAGING PARTNER & HEAD -
CORPORATE PRACTICE



DENI SHAH

PARTNER- INDIRECT TAX &
GLOBAL TRADE



VIDUSHI MAHESHWARI

PARTNER - DIRECT TAX



RENJITH NAIR

PARTNER - DISPUTES

CONTRIBUTORS

AKHIL RAMESH | ALTAMASH QURESHI | BODHISATTWA
MAJUMDER | KRISHNA NAIR | PARIDHI RASTOGI | RICHA
PHULWANI | SHRISHTI MISHRA | SUMIT NANDY | TANUJ
MODI | VISHESH GUPTA

For any queries, please feel free to contact us at al@acuitylaw.co.in

ACUITY LAW

 506 Marathon Icon, Off Ganpatrao Kadam Marg,
Lower Parel, Mumbai 400013, India

 +91 22 6666 7001

 al@acuitylaw.co.in